

2026年7月7日
デジタル行財政改革会議決定

I. デジタル行財政改革の基本的な考え方

我が国は、総人口が減少していく中で、いわゆる団塊の世代が75歳以上、団塊ジュニア世代が50歳以上を迎え、国民の2人に1人が50歳以上となっている。今後も、2022年と2050年を比べると、総人口は約16%（約2,025万人）減少し、高齢化率は約37%（3,888万人）に上昇し、生産年齢人口は約25%（1,881万人）減少することが見込まれ、人口減少と高齢化が一層進行する局面に入っていく。

こうした人口構造の変化に伴い、地域の人口密度の低下が進展し、医療・介護、交通、インフラ、行政をはじめとする公共サービス等の生産性が低下することにより、必要なサービスの維持・提供が困難となることが想定される。人口減少への対応は、我が国が直面する最大の課題であり、人口戦略本部¹とも緊密に連携しつつ、政府全体として総合的に取り組む必要がある。

一方で、国民一人一人のニーズが多様化する中、生成AIをはじめとするデジタル技術は急速に高度化しており、従来人が担ってきた業務の支援・代替にとどまらず、人とAIの協働による新たな価値創出や、AI エージェント・フィジカルAI 等による自律的な判断・実行など、社会・産業の構造そのものを変革する段階へと移行しつつある。このため、このようなAI トランスフォーメーション (AX) にあらゆる分野で対応していくことが急務となっている。

デジタル技術の活用による業務の省力化・高度化は、公共サービス等の担い手不足への対応に資するのみならず、生み出された時間や資源を成長分野への投資につなげることで、我が国経済の持続的成長にも寄与するものである。あわせて、サイバーセキュリティを確保し、信頼性の高い公共サービス等を安定的に提供することも、重要な課題である。

このような状況を踏まえ、急激な人口減少への適応に向け、デジタル技術を最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するためのデジタル行財政改革を推進する。具体的には、生活者・利用者の視点に立って行財政の在り方を見直し、公共サービスの持続可能性の確保と質の向上、社会的課題の解決を図るとともに、地域経済の活性化や経済成長につながる面的DXを推進する。

これにより、個人の幸福と自由の実現、企業の経済活動の拡大、社会全体の公共的利益の増進、行政サービスの効率化・高度化を同時に実現することを目標とする。

以上を通じて、一人一人の能力と可能性が最大限に発揮され、新たな価値と多様な選択肢が創出される包摂的で持続可能な社会の実現を目指すことが、デジタル行財政改革の目的である。

¹ こども・子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進するため、内閣に設置（2025年11月18日閣議決定）。

このデジタル行財政改革を進めるに当たって、公共サービスや経済活動の担い手不足に直面していることを踏まえ、デジタル技術を最大限活用することにより、人手・時間のかかる業務を効率化し、省力化・生産性の向上を図ることや、アナログでの画一的な対応からデジタルで一人一人に合わせたきめ細かな対応を実現していく必要がある。このため、次の2つの柱の下で重点的に取組を行う。

第一に、限られた担い手で効果的・効率的に国民生活への影響の大きいサービスを提供していくべく、公共サービス等の強靱化に取り組む。国民の命と健康、暮らしを守る分野のDXとして、「医療・介護DX」、「交通・インフラDX」に重点的に取り組む。

第二に、限られた担い手の力を最大限発揮できる環境を整備するため、現役世代の活躍を支える環境の整備に取り組む。子育て等に取り組む現役世代を支えるDXとして、「働く環境DX」、「行政手続・サービス等DX」に重点的に取り組む。

これらの方針の下、地域の生活環境を支える各分野において、サービスの持続可能性の確保と利便性向上に向けた制度改革やシステム整備を進める。

あわせて、AI開発・活用に資するデータ利活用の推進や、EBPMの推進・行政データの「見える化」による政策の継続的な改善を進め、AI・データを最大限活用し、DX、とりわけ生成AI等を活用したAXを加速させ、社会変革につなげる。また、国と地方の連携のもと、共通化すべき業務・システムの対象の選定、都道府県による小規模市町村への支援の強化など、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を推進する。

これらの取組を実効あるものとするため、全国の現場が直面する課題を的確に把握し、関係者と課題解決策を共有・実証し、全国展開につなげていくことが不可欠である。政府は、デジタル行財政改革会議において有識者からの知見を得るとともに、閣僚間の議論を踏まえた総理からの具体的な指示の下、実行可能な改革から着実に推進していく。

Ⅱ. 各分野における改革

1. デジタル行財政改革の重点分野

【医療・介護DX】

● 医療DX

<生活者目線で目指す姿>

人口減少と少子高齢化が進み、医療に従事する担い手も限られてくる中で、デジタルの力も積極的に活用し、効率的に医療を提供できるようにするとともに、国民一人一人が、より質の高い医療を、より利便性の高い形で受けられるようにしていくことが喫緊の課題である。

医療分野のデジタル化については、「医療DXの推進に関する工程表」²（以下「医療DX工程表」という。）に基づく取組が進められる中で、こうした取組を強力に後押しする観点等から、これまで、電子処方箋の導入状況やリフィル処方箋の認知状況等に関する政策ダッ

² 2023年6月2日 医療DX推進本部決定。

ダッシュボードの作成・公表、医療データの利活用の推進等の取組を実施してきた。

今後は、2026 年中に策定予定の「医療情報化推進方針」³も踏まえ、生活者目線で更なる DX の実現を目指していく。

<必要な取組>

(1) 医療情報化推進方針等⁴に基づく医療 DX の取組の推進

医療 DX 工程表に基づき進めてきた医療 DX の取組について、2026 年中に策定予定の「医療情報化推進方針」等に基づく取組を着実に推進する。

こうした医療 DX の取組の進捗状況を「見える化」し、国民にわかりやすくそのメリット等を伝える観点から、(2)、(3)に記載の医療 DX に関する個別の施策のみならず、マイナ保険証の普及や利活用、自治体を実施する医療費助成・母子保健・自治体検診・予防接種分野の業務に係る PMH の整備や利活用等を含めた医療 DX 全体の施策の進捗状況等を一覧で把握できる政策ダッシュボードを作成し、2026 年夏を目途に、可能な掲載指標から公表するとともに、順次掲載項目を充実していくことにより、施策を推進していく。

また、将来的な医療 DX の全国展開を見据え、医療情報のデータ連携など、医療 DX の地域における面的な展開モデルの実証を進める。

(2) 電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスの導入促進

国民一人一人が、より質の高い医療を受けられるようにするためには、診療情報が切れ目なく医療機関等の間で適切に共有できることが重要である。

このため、引き続き、電子カルテ情報共有サービスの構築を進めるとともに、電子カルテについて、「2028 年度までに、電子カルテ未導入の 200 床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く）について電子カルテ普及率 100%を目指す」、「遅くとも 2030 年には概ね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」との目標（以下「電カル導入目標」という。）の下、本年夏までに電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定し、その計画に基づく取組を着実に進める。

こうした取組の進捗を「見える化」し、その普及を進めるとともに、進捗状況を踏まえた必要な政策の立案に反映できるよう、2026 年夏を目途に、電子カルテの導入状況等に関する政策ダッシュボードを作成し、まずは、施設種別、規模別、都道府県別等の医療機関の電子カルテの導入状況を公表する。

また、2026 年度中に、

- ・ 医療機関の情報システムのクラウドネイティブ型への刷新を進めるに当たり、厚生労働省が標準仕様に準拠した電子カルテの認証を開始する予定であること、
- ・ 必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテ情報共有サービスの運用が開始予

³ 第 219 回臨時国会で成立した医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）に基づき、厚生労働大臣は、医療 DX を推進するための「医療情報化推進方針」を策定することとされている。

⁴ 日本成長戦略本部において決定予定の「日本成長戦略」等関係する政府決定に記載された取組を含む。

定であること、
を踏まえ、2027年度以降順次こうした取組の進捗状況⁵についても公表するなど、継続的なダッシュボードの充実に取り組む。

(3) 電子処方箋の導入促進等

電子処方箋については、電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるとともに、2025年7月に設定した新たな導入目標⁶を踏まえ、医療機関への電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスとの一体的な導入等、電子処方箋の導入・利用促進等の取組を進める。

① 電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境及び医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備するため、「デジタル行財政改革取りまとめ2025」⁷（以下「取りまとめ2025」という。）に基づき、2025年8月にはダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修を完了した。また、更なる対応として、2026年度から電子処方箋管理サービス内で使用している医薬品マスタの公開、コードの早期付番や一般名コードの整備等の対応を進めている⁸。今後は、医薬品コードの整備を更に進めるため、2028年度を目途に、物流分野のキーコード等も含む公的な医薬品・医療機器等の製品データベースを構築し、維持管理を行う。

② 電子処方箋利用者のUX向上

電子処方箋の導入が進むためには、利用者目線でその利便性を実感できることが重要となる。このため、薬局での待ち時間の短縮など利用者のUX向上に資するよう、マイナポータルを活用した電子処方箋の薬局への事前送付の方策について、2026年度中に必要な検討を行い、結論を得た上で、2027年度以降に必要なシステム改修を行う。

③ ダッシュボードを活用した取組の充実等

電子処方箋の導入状況に関するダッシュボードについては、2025年9月に、「政策改善対話」での議論を受けて市区町村単位での導入状況を追加し、新たな導入目標を踏まえて調剤結果登録割合を追加した。あわせて、電子処方箋の導入効果として生活者目線でわかりやすい重複投薬・併用禁忌アラート件数等を追加した。

今後は、電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスと一体的な電子処方箋の導入を進める中で、(2)のとおり電子カルテの導入状況等を「見える化」とともに、電子処方箋導入後の活用・定着の状況の「見える化」を充実していく観点から、電子処方箋の発行枚数を公表する等ダッシュボードの掲載内容の更なる拡充を図る。

④ 医療機関・薬局間の情報連携の推進

⁵ 医療機関における厚生労働省が認証した電子カルテの普及状況や電子カルテ情報共有サービスの導入状況等が想定される。

⁶ 更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、

- ・ 保険制度下における処方箋について、速やかに概ね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、
- ・ 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を目指す

(2025年7月1日 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム)。

⁷ 2025年6月13日デジタル行財政改革会議決定。

⁸ 2024年12月の電子処方箋の発行停止等のトラブルは医薬品コードの取扱いに起因しており、こうしたトラブルの再発リスクの低減につながる。

電子処方箋により共有される情報以外にも、薬局から医療機関に提供される服薬状況のフィードバック情報等、医療の質の向上等につながる有用な情報がある。こうした情報連携で用いられるいわゆるトレーシングレポート等の文書は、現状 FAX 等によるやりとりが中心であり、使用されている様式も多様で、医療機関でも電子カルテへの取り込み等の業務負担が生じている。このため、今後は、こうした薬局が有する情報の連携を行うための様式等の標準化と電子カルテ情報共有サービスの基盤の活用等を含めた電子的連携等について、電子カルテ情報共有サービスの普及も見据えた上で、2030 年目途の実装に向け検討を進める。

(4) リフィル処方箋等の活用の推進

医師や薬剤師等の適切な関与の下、リフィル処方箋の活用を進めていくことは、患者の通院負担の軽減や利便性の向上、医療機関と薬局の連携による医療の効率的な提供の推進、医療費適正化といった観点から重要である。そのためには、患者がリフィル処方箋という選択肢を認知し、医師に相談できる環境を整えることが重要との観点から、医療保険者や医療現場と連携した周知・広報等に取り組むとともに、2025 年 3 月にはリフィル処方箋の認知率や利用状況に関するダッシュボードを公表した。

さらに、「政策改善対話」での議論も踏まえて、2026 年 3 月にはダッシュボードを充実し、新たに患者のリフィル処方箋の認知率、医師のリフィル処方箋又は長期処方箋の発行経験を KPI⁹として設定して取組を進めていくこととしたほか、2026 年度診療報酬改定では、リフィル処方箋又は長期処方箋での対応が可能である旨を患者に周知することを要件とする管理料等の対象の拡大や、リフィル処方箋に関する説明の処方箋様式への記載の追加といった取組を行った。

今後は、KPI に関して、より実効的な KPI としていくことを目指し、リフィル処方箋又は長期処方が発行されることの多い疾患・年齢・診療科について調査し、リフィル処方箋又は長期処方の更なる普及に資するよう、2026 年中を目途に、リフィル処方箋や長期処方の発行割合を含め、KPI の見直しの可否及び見直し可能な場合にはその在り方について検討を進め、結論を得る。また、リフィル処方箋の活用の推進に関して、医療保険者や医療現場と連携した周知・広報、好事例の収集・周知、ダッシュボードに掲載するデータの充実など、今後もリフィル処方箋等の活用の推進に向けた継続的な取組を進める。

(5) 歯科の医療 DX の推進

国民一人一人が、より質の高い医療を受けられるようにするためには、歯科の医療情報の共有も重要な課題である。例えば、手術の前後に行う周術期等の口腔機能管理の実施内

⁹ ・2030 年度までに 50%以上の患者がリフィル処方箋を認知していることを目指す。

・2030 年度までに 95%以上の医師（※）がリフィル処方箋又は 28 日以上長期処方箋を発行したことがあることを目指す。

（※）所定単位が日数ではない外用薬（軟膏、点眼剤等）を専ら処方する診療科（皮膚科、眼科）、専ら手術などを行う診療科（外科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、救急科）に従事する医師を除いて計算することとする。

なお、薬局での調剤を受ける回数が少なくなり利用者の負担軽減に資する観点から、リフィル処方箋単体ではなく長期処方箋を組み合わせた KPI としている。

容等を多職種で共有することで、合併症の防止につながる。また、糖尿病と歯周病など、口腔の状態が全身の状態にも影響することも報告されている中で、医科歯科間で直近の病状等の正確な共有は、患者本人の状況に応じた、より適切な治療につながる。さらに、近年、専門性の高い治療が必要な場合など歯科医療機関間の患者紹介も増加しており、業務効率化の観点を含め、医療機関間の情報共有の重要性が増している。

今後は、生産年齢人口が減少する中で、業務効率化を進めつつ、国民がより質の高い医療を受けられるようにするために、歯科の医療情報についても医療機関間で共有できるよう、歯科の医療 DX について次の方向で取組を進める。

- ・ まずは、電子カルテ情報共有サービスを通じて共有する歯科の医療情報の内容を確定する。
- ・ 歯科の医療情報を共有できるよう、将来的には概ね全ての歯科医療機関が標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテに移行することを目指す。このため、2026 年度から歯科医療機関向けのクラウドネイティブ型電子カルテの標準仕様を策定し、その普及に向けた取組を進める。
- ・ 標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテが普及するまでの対応策を検討し、取組を進める。
- ・ これらを通じて、医療機関全体の電カル導入目標の達成に向けて取組を進める。こうした取組について、2026 年夏を目途に、具体的な工程表を公表し、計画的に進める。

(6) 救急医療情報連携プラットフォームの構築及びマイナ救急等との連携

今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送の実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用し、2025 年度に、救急現場で得た傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握が可能な「救急医療情報連携プラットフォーム」を先行的に構築し、民間の救急システムとの連携運用による効果検証を行った。

さらに、2026 年度には、上記検証結果も踏まえつつ、医療機関と消防機関との更なるデータ連携による現場の負担軽減を実現するため、地域未来交付金 TYPES を活用し、「マイナ救急」、「消防 OA システム」、「医療者用チャットアプリ」と連携できる仕組みについて検証を行う。また、引き続き、災害時活用も視野に入れた「EMIS（広域災害・救急医療情報システム）」との連携等の実現に向けた課題の整理等を行う。

これらの成果等を踏まえ、厚生労働省において消防庁と連携し、2027 年度に全国統一基盤のシステム構築及びプレ運用を行い、2028 年度以降の全国展開開始を目指す。

(7) 医療機関の業務効率化等

生産年齢人口が減少していく中で、質が高く効率的な医療提供体制を構築するためには、医療機関の業務の DX による業務効率化・勤務環境の改善に取り組むことが重要である。

このため、2026 年度診療報酬改定における対応¹⁰に加え、

¹⁰ ICT 等の活用による業務効率化・負担軽減等を図る場合における診療報酬上求める基準の柔軟化。

- ・ 地域医療介護総合確保基金に業務効率化を推進する新たな事業を設ける、
- ・ 計画を作成し、業務効率化に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設ける、等の改正を盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律」が第 221 回特別国会において成立した。今後は、これらの取組を通じて、AI 活用を含む業務の DX により、業務効率化・勤務環境の改善に取り組む医療機関への継続的な支援を実施していく。

(8) 医療データの利活用の推進

引き続き、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」¹¹（以下「データ利活用制度基本方針」という。）に基づく取組を進める。

2025 年 9 月から「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」¹²において、患者の権利利益を適切に保護しつつ、医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組みの検討が進められており、2026 年 1 月には中間まとめがなされた。

今後は、引き続き、ゲノムデータや画像情報等の加工困難な情報の利活用、医療等情報の収集等に係る一定の強制力やインセンティブ、医療等情報を横断的に解析可能とする患者識別子、本人同意に依存しないオプトアウトによる在り方等を含めて検討し、2026 年夏目途に議論の整理を行い、必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、2027 年通常国会への法案の提出を目指す。

● 介護 DX

<生活者目線で目指す姿>

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方で、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中、利用者が質の高い介護サービスを確実に受けられる体制を維持し続けていくためには、介護テクノロジー等を活用し、介護現場の生産性向上¹³を進めていくことが不可欠である。このため、「デジタル行財政改革取りまとめ 2024」¹⁴（以下「取りまとめ 2024」という。）及び取りまとめ 2025 では、介護現場の生産性向上を取り上げるとともに、着実にその取組を進めてきた。また、「省力化投資促進プラン」¹⁵において、2029 年までの 5 年間で集中的な支援を実施するとされたところであり、介護テクノロジー等の更なる導入・普及に向けた継続的な支援の実施をはじめ、複数年度にわたる生産性向上の支援が重要である。

他方で、これまでの生産性向上に関する取組は、施設系サービスで先行している面があり、今後は、利用者が多く、地域の生活に欠かせない居宅系サービスを含め、サービス類型に応じたきめ細やかな取組を推進していくことが重要である。

2026 年 3 月に実施した「課題発掘対話」では、居宅系サービスの生産性向上を議題に取

¹¹ 2025 年 6 月 13 日閣議決定。

¹² 厚生労働省及びデジタル庁の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局が検討会の庶務を処理。

¹³ 介護テクノロジー等を活用し、介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する取組。テクノロジーの活用や業務のタスクシフト/シェアの推進により、職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充てるとともに、職員への投資を充実することを通じ、介護サービスの質の向上につなげることが必要、との考え方に基づく。

¹⁴ 2024 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定。

¹⁵ 2025 年 6 月 13 日厚生労働省策定。

り上げて議論を行う中で、例えば、

- ・ 居宅系サービスは、現場が分散している、職員が一人で訪問する、一人の利用者に対して様々な職員等が関わっている、等の特徴があることから、記録や情報共有に係る事務の効率化が生産性向上につながる
- ・ 居宅系サービスは、小規模な事業者が多く余力がない中で、介護テクノロジーの活用を運用レベルまで浸透させるためには、きめ細やかな伴走支援、協働化・大規模化を含めた経営支援等が必要である
- ・ 居宅系サービスについても、生産性向上に取り組む事業所への報酬の加算等の更なるインセンティブ付けが重要である

といった課題が挙げられており、こうした議論も踏まえ、居宅系サービスを含めた更なる介護現場の生産性向上の取組を進める。

＜必要な取組＞

(1) 情報の共有・データ連携の推進

介護現場の生産性向上に当たっては、利用者の介護情報を効率的かつ適切に関係者間で共有できるようにしていくことが重要である。特に居宅系サービスの生産性向上の取組を進めるためにも不可欠な要素であり、以下の取組を進める。

① ケアプランデータ連携システムの更なる普及

「ケアプランデータ連携システム」は、オンラインでケアプラン等のデータを事業者間で共有できるシステムであり、その普及は介護現場の生産性向上につながると考えられる。¹⁶

「ケアプランデータ連携システム」は、その導入・利用が地域で面的に広がることで、最大限の効果が期待できる中、自治体と連携し、その普及を促進してきた。今般、2025年度補正予算における賃上げ支援に係る申請要件に加え、2026年度介護報酬の臨時改定においても、処遇改善加算の算定要件として「ケアプランデータ連携システムの利用」等を盛り込んでいる。

この結果、「ケアプランデータ連携システム」の導入率について、45.1%となっており¹⁷、引き続き、介護現場の意見¹⁸を踏まえながら、その普及や利用が一層進むよう、必要な施策を検討・実行する。

また、都道府県が管内の状況を確認しながら、より効果的な普及に向けた取組を進められるよう、2026年度中を目途に、新たに、事業者の「ケアプランデータ連携システム」の導入割合（地域別）を公開する等¹⁹、「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード

¹⁶ 例えば、紙（FAX）でのやりとりを削減できるようになることで、印刷・郵送等に要する作業時間が約1/3（事業所全体で52.4時間/月）→18.1時間/月になった等の事例が報告されている。

¹⁷ 2026年5月末時点。2025年12月時点の10.2%から約35%増加。

¹⁸ 2026年3月に実施した課題発掘対話では、「ケアプランデータ連携システム」導入後のランニングコストに対する配慮の必要性、保険者である市町村と連携した取組の推進の必要性等が課題として挙げられている。

¹⁹ 現在のダッシュボードには、「ケアプランデータ連携システムの普及割合」（少なくとも1つの管内事業者が「ケアプランデータ連携システム」を利用している市区町村の割合）、「ケアプランデータ連携システムの複数事業者活用割合」（3割以上の管内事業者が「ケアプランデータ連携システム」を利用している市区町村の割合）が掲載されている。掲載項目を追加するに当たり、適切なKPIを設定する。

ド」による取組の充実を図る。

② 医療・介護間を含む介護情報基盤を通じたデータ連携の推進

利用者の介護情報を介護事業所・医療機関等の関係者間で電子的に共有する「介護情報基盤」については、2026年度以降、準備が整った自治体から順次、活用が開始される。

「介護情報基盤」は、介護保険被保険者証等情報、要介護認定情報、ケアプランに関する情報²⁰等を共有する基盤として全国医療情報プラットフォームの一部を構成するものである。「介護情報基盤」は今後、「ケアプランデータ連携システム」との統合を予定しているところ、介護記録ソフト等との連携も含めた操作性の向上など、円滑な活用に向け、更なる改善を実行する。さらに、今後は、2028年度からの本格運用開始に向けて、「介護情報基盤」の円滑な導入・活用に向けた自治体・介護事業所等への支援を行うとともに、共有する介護情報や医療情報の充実に係る検討も含め、「介護情報基盤」の充実等を進める。

(2) 生産性向上に取り組む事業所への支援の充実

取りまとめ2024、取りまとめ2025に基づく取組を含め、サービス類型に応じたきめ細やかな取組を進めることが重要となる。こうした観点も踏まえながら、以下の取組を進める。

① 介護保険法等の改正に基づく取組の推進

第221回特別国会に提出した介護保険法の改正法案において、生産性向上や経営改善支援等の取組を推進する施策を講じることを国や都道府県の責務として明確化する等の措置を講じた。今後は、本法案の内容も踏まえ、国と都道府県とが一体となって、より強力に生産性向上や経営改善支援等をはじめとする第10期介護保険事業計画期間に向けた制度改正の取組を進めていく。

② 都道府県による取組の充実

介護現場の生産性向上等の取組を現場レベルに確実に浸透させていくためには、都道府県の関係者間の連携の下、その中核となる「介護生産性向上総合相談センター」（以下「相談センター」という。）が確実に機能することが重要である。

2026年度中には、全都道府県での相談センターの設置が予定されており、主に施設系サービスを中心にその支援が開始されているが、今後は、居宅系サービスを含め、サービス類型ごとの事情を踏まえたきめ細やかな支援も可能となるよう、伴走支援の機能強化を含め、その支援力を向上させていくための取組を進めていく。

このため、今後は、各都道府県においても、管内の実情や相談センターの活動方針等も踏まえて、生産性向上の取組に関する適切なKPIを設定し、PDCAサイクルを回しながら適切な施策に反映する取組を推進していくことが重要。国は、必要なノウハウや好事例の提供、小規模な事業者等への伴走支援を含めた必要な人材の育成や体制の確保等を通じ、都道府県によるKPIの策定支援や相談センターの活動支援等を行うほか、管内市

²⁰ 「ケアプランデータ連携システム」についても利便性の向上や運用コストの効率化、事業者間における普及促進を図る観点から将来的に「介護情報基盤」に統合し、一体的に運用していく方向性。

町村単位でのデータの収集分析・フィードバック等を通じて、都道府県による取組を支援する。

③ 事業者の取組に対する支援の充実

引き続き、AI活用を含めた介護テクノロジーの開発・導入支援、協働化・大規模化を含む経営改善等の取組を進めることが重要である。この際、居宅系サービスでは、導入後の高い業務改善効果が見込まれる一気通貫の介護記録ソフト²¹、「ケアプランデータ連携システム」等の導入について集中的に支援を行うなど、サービス類型等を踏まえて、より効果的な取組を支援する。また、居宅系サービスでは小規模な事業所が多い一方、協働化等の事例が十分に集まっていないことから、引き続き協働化等の取組を支援するとともに、その事例の収集と横展開を進め、併せて地域において協働化等を進める法人・事業所に対する必要な支援を行う。

また、生産性向上に取り組む事業者への介護報酬上の評価も重要な課題であることから、2027年度の介護報酬改定において、居宅系サービス等も含め事業者への適切な評価がなされるよう議論を深める²²。

【交通・インフラ DX】

● 交通 DX

<生活者目線で目指す姿>

少子高齢化と人口減少が進む中、地域の公共交通を支えるバス・タクシー、物流を支えるトラックドライバーの不足は一層深刻化している。加えて、病院や学校等の公共施設の統廃合が進む中、従来よりも遠距離の移動が必要となる住民が増加しており、移動需要の質・量ともに変化が生じている。

これらの課題に対する解決策の一つが、自動運転の実装による省人化・効率化であり、人口減少が進む我が国においては特に期待が高まっている。

また、自動運転の導入は交通事故削減の可能性を有しているとともに、免許返納後の移動手段の確保にもつながり得るものである。

自動運転の社会実装に向けた取組は全国各地で着実に積み重ねられているが、多くの取組では実証の域を出ておらず、本格的な事業化への見通しはいまだ開けていない。自動運転技術の開発、社会実装に向けた動きが世界中で加速していることを踏まえ、我が国の産業育成、将来の社会や産業のあるべき姿からのバックキャストといった視点も含めて改めて全体を見直し、制度整備等を含めて、政府一丸となって自動運転の社会実装に必要な施策を着実に推進していく。

<必要な取組>

(1) E2Eをはじめとするレベル4の自動運転バス・タクシー・トラック等の実装加速

²¹ 介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものである。また、現在、介護記録ソフトによってはAI機能を搭載し、介護記録データを分析して業務効率化に資するような事例がある。

²² 2024年度の介護報酬改定で創設された生産性向上推進体制加算は施設系サービスが対象となっており、居宅系サービスは対象外。

自動運転の社会実装に向けて目指すべき方向性を「モビリティ・ロードマップ 2026」²³として取りまとめ、制度整備等を含めて、政府一丸となって自動運転の社会実装に必要な施策を着実に推進していく。

① 自動運転社会実装先行的事業化地域（以下、「先行的事業化地域」という。）への集中支援等を通じた事業化の推進

自動運転レベル4²⁴の社会実装・事業化を早期に実現するため、単なる実証にとどまらず、広く地域で事業として継続可能なビジネスモデルの構築を目指し、2026年3月に先行的事業化地域として13箇所選定した。2026年度は、地域の特性に応じた課題に関係府省庁の施策を集中させることで、自動運転技術及びそれを活用したモビリティサービスの磨き上げを行い、類似の課題を持つ地域への横展開が可能な事業化モデルの構築に取り組む。また、先行的事業化地域へのヒアリングを実施し、明らかとなった課題に対応するため、選定された13地域に対して、伴走支援として課題解決・計画遂行に対する支援や、デジタル庁が関係府省庁と事実確認等を行うための場を設けるなど制度的支援を実施する。

地域未来交付金 TYPES を活用し、2026年度に、システムに係る電子データの全国的な共通規格化などを実施するとともに、円滑な自動運転の走行及び自動運転車の安全性向上に必要なデータの取得・分析・出力を行う機能を有する「デジタル基盤」の整備を推進する。

また、先行的事業化地域を中心として、自動運転の遠隔監視等に必要な携帯電話網や安全・円滑な自動運行を支援するための ITS 通信インフラ及びそれらを支える情報通信基盤の整備・拡充・高度化の支援、通信システムの信頼性確保等に関する実証・実装等の支援に取り組む。

② 迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方の検討

国土交通省の交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れて検討を行った。「第3次交通政策基本計画」²⁵においても、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組を行うこととされており、2026年度以降も迅速かつ実効的な原因究明に関する検討の具体化に取り組む。

③ その他、自動運転車の社会的ルールの在り方の検討

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の自動運転ワーキンググループの下に設置された「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」における有識者からの意見等を踏まえ、シナリオベースの安全性評価手法等に関して自動運転車の安全確保に関するガイドラインを改訂し、具体化した。

また、今後国内において運送事業に依らない自動運転レベル4や自動運転レベル5の導入が見込まれる際には、運行供用者責任の在り方等について検討する。

²³ デジタル社会推進会議において2026年7月に決定予定。

²⁴ システムが周辺監視をし、一定の条件下でシステムが全ての運転操作を代替する機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするもの。

²⁵ 2026年1月16日閣議決定。

さらに、2025年10月、自動運転車の開発に資する交通ルールの明確化のための自動運転車の開発事業者等向けの意見交換枠組みを設置した。当該枠組みを通じ、警察庁と自動運転車の開発事業者等との間で、自動運転車の開発上課題となる具体的な交通上の場面について関係規定の法解釈や開発の目安となる事例に関する意見交換を継続的に実施する。

④ 自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性の確保に向けた取組

自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するため、国による伴走支援体制の継続運用、審査内容、手続・様式等の適正化、過去の審査事例の公表・共有等による審査の円滑化を2025年度に着実に実施するとともに、2025年7月に審査事例の増加・蓄積を踏まえ、「自動運轉移動サービス社会実装・事業化の手引き」を第2版に更新した。2026年度以降も引き続き、審査事例の増加・蓄積に伴い、当該手引きを更新するなど、改善を重ねる。

⑤ 「交通商社機能」の確立

満たされない移動需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える「交通商社機能」について、2025年度の調査では「交通商社機能」の優良事例における、取組の効果、立ち上げプロセス、推進主体の事業形態について整理し、「交通商社機能」の取組を支援する事例集として示した。2026年度は先行的事業化地域における伴走支援等を通じて、継続した調査を行い、これをモデルとして2027年度以降に他地域への横展開が可能となるよう、調査結果を踏まえ、事例集の所要の改定を行う。

⑥ デジタルライフライン（自動運轉サービス支援道）の整備推進

デジタルライフライン（自動運轉サービス支援道）の整備に当たっては、2025年度は、過年度に先行地域で実証等を実施してきた各プロジェクトについて、開発したシステムや実証の成果を活用し、ガイドライン素案の作成等、実装に向けた整理・取りまとめを行った。あわせて、業界横断での合意形成を目指し、自動車メーカー（OEM）、物流事業者、関係省庁等の関係者との意見交換を通じ、システム間で相互に連携可能なデータ連携の在り方についても検討を進めた。2026年度以降は、先行的事業化地域における自動運轉車両の導入状況や自動運轉車両の開発状況等を踏まえつつ、車両プローブ情報等から得られるデータの配信等、安全走行を支援するデータの流通を促し、デジタルライフラインの全国整備を進めていく。また、車両の開発状況等を踏まえつつ、自動運轉車両を安全かつ円滑に走行させるための路車協調等のインフラ側からの支援について取組を進める。

⑦ 自動物流道路の社会実装

物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、道路空間を活用した新たな物流形態である自動物流道路を実現するため、2027年度までの実験実施、2030年代半ばまでの第1期区間での運用開始に向けた取組を進める。

(2) データ連携・活用等地域交通DX推進プロジェクト「COMmmONS（コモンズ）」の推進
「交通空白」の解消などの課題解決には、地域交通におけるデジタル活用の標準化を進

めることが重要である。我が国の地域交通では、MaaS アプリや配車アプリなど、デジタル技術を活用したモビリティサービスの高度化は一定程度普及したものの、アプリやデータ、業務プロセスなどがそれぞれで発展し、連携していない「サイロ化」（個別最適化）が発生している。この問題に対処し、地域交通の連携・協働をデジタル技術活用の観点から推進するため、地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS（コモンズ）」に取り組んでいるところ、今後は、2025 年度に策定した標準仕様等のアップデート及び社会実装の加速を進め、共同化・協業化、地域の輸送資源のフル活用等を推進する。

また、「交通空白」解消を効果的に進めるためには、データ活用による「地域公共交通計画」等のアップデートが重要となる。特に、1）地域の実態把握・診断や計画作成の根拠、2）取組のモニタリング、3）関係者間のコミュニケーション及び可視化ツールの観点から、交通サービスの利用実績や運行情報、事業情報に関するデータである「モビリティデータ」を有効に活用していく必要がある。このため、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES や「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等を活用し、地域交通の司令塔役である地方公共団体をはじめとする関係者がより容易にデータを収集でき、かつ、データ保有者がより安心してデータ提供ができる環境を 2027 年度までに整える。加えて、提供されたデータを非専門家でも容易に活用できるようにするため、2026 年 3 月に Web 上で公開した地方公共団体職員等が自ら扱える汎用的なデータ分析環境の提供を引き続き進めるとともに、その知見の公開・普及を行う。さらに、そのような地方公共団体を支援するため、地域交通に関する課題解決に積極的に取り組む企業・団体を「連携促進団体」として第 221 回特別国会において成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」において位置付けた上で、その活動を促進し、蓄積された知見やリソースの活用を図ることとする（新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES では 2025 年度に先行自治体を選定し、当該自治体においてモビリティデータ連携・活用基盤を構築。当該基盤を 2026 年 2 月に本格運用を開始した）。

● インフラ DX

<生活者目線で目指す姿>

公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図るなど、国民生活にとって必要不可欠なインフラである上下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加等により厳しさを増している。

特に、2025 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、上下水道施設の老朽化対策は喫緊の課題となっている。

このような中、「上下水道 DX 推進検討会」²⁶において取りまとめた上下水道における DX 技術の実装に向けた具体的な方策について、事業運営の一体化（経営の広域化）など 2050 年を見据えた上下水道の在り方についての議論の状況と整合を取りつつ、着実に進めていく必要がある。このため、DX 技術の全国での標準実装を 2027 年度までに実現する。

²⁶ 2024 年 12 月から国土交通省にて開催し、2025 年 6 月に最終とりまとめを公表。

また、「デジタルライフライン全国総合整備計画」²⁷に基づき、地下インフラ管理のデジタル化の実現に向けて、全国の主要都市での地下埋設物管等のデータ整備を行うとともに、ドローンの安全かつ効率的な運航を実現するため、全国におけるドローン航路の整備を行う。

<必要な取組>

(1) 上下水道 DX による上下水道サービスの持続性確保

「上下水道 DX 推進検討会」での取りまとめを踏まえ、以下の取組を行う。

① 上下水道 DX 技術カタログの周知、新たな技術の追加等内容の充実

2025年3月に公表した「上下水道 DX 技術カタログ」²⁸（以下「DX カタログ」という。）について、全国の地方自治体を対象に、DX カタログの利活用に係る説明会を実施するなど、その周知を進めてきた。また、説明会で寄せられた自治体からの意見を基に、実証段階の技術や活用補助金に係る情報、フリーワード検索機能、類似した DX 技術の比較が可能な技術比較表作成機能等を追加し、利用者の利便性の向上を図った改訂版を2026年3月に公表した。引き続き、地方自治体に対する DX カタログの周知活動や、DX カタログへの新たな技術の追加等、定期的な改訂を行うとともに、地方自治体の意見を聴取しつつ必要に応じた内容の充実を図る。

② 各種 DX 技術導入に向けた手引き等の作成

全国の地方自治体において共通で実施されている「漏水調査・管路診断のスクリーニング業務」について、AI や人工衛星を活用した漏水や管路劣化診断等のスクリーニングの DX 技術を先行的に導入した水道事業者や、これらの技術を取り扱う民間事業者にヒアリングを行うなど事例調査を実施し、DX 技術の導入・実装の具体的な検討手順、先行事例が直面した課題や対応、技術の導入効果等を整理した「DX を用いた漏水調査等のスクリーニング技術についての導入の手引き」²⁹を2025年6月に策定した。

また、水道分野のスマートメーターは、自動検針による業務の効率化や漏水箇所の早期発見、水使用量の見える化等、様々な効果が期待されているところである。そのため、利用目的や効果、データの仕様、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道事業者や関係団体に調査し、「水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン」³⁰の策定、及び「水道分野のスマートメーターの導入事例集」³¹の取りまとめを2026年3月に行った。

今後も、ドローン等の下水道管路点検技術などの DX 技術を対象に、導入に係る技術資料や積算基準等の作成の検討を進める。

③ 上下水道施設に係るデータ管理・共有に向けたシステム導入等の推進

上下水道に係る施設情報の管理状況に関する全国調査（2025年3月）の結果、水道で

²⁷ 2024年6月デジタル社会推進会議決定、デジタル行財政改革会議決定、デジタルライフライン全国総合整備実現会議決定。

²⁸ 2025年3月国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）公表、2026年3月改訂版公表。

²⁹ 2025年6月国土交通省水管理・国土保全局水道事業課策定。

³⁰ 2026年3月国土交通省水管理・国土保全局水道事業課策定。

³¹ 2026年3月国土交通省水管理・国土保全局水道事業課策定。

約 20%、下水道で約 8%、集落排水で約 27%の地方自治体において管路台帳システムが未導入であるなど、施設の適切な維持管理に向け、デジタル化によるデータ管理が一層必要であることが明らかになった。この結果も踏まえ、管路情報を紙媒体のみで管理している上下水道事業者を 2027 年度末でゼロにすること（紙ゼロ）を目指し、さらに維持管理情報等も含めて管理できるクラウド化された台帳整備へ向け取り組んでいくため、上下水道事業者への必要な技術的・財政的支援を行う。

また、広域連携や地方自治体間での災害支援等に資するデータ共有の円滑化のため、管路情報を台帳システム等で管理する上での統一的な用語等の整備を進めるとともに、水道の共通プラットフォームや下水道の台帳に関する標準仕様書等の改訂を 2027 年度までに行う。

加えて、データ共有の円滑化等のための標準仕様書等の改訂を踏まえ、各地方自治体のシステム改修のタイミングにおいて、水道、下水道及び集落排水が各共通プラットフォームの利用を加速化させる。特に、水道・下水道の共通プラットフォームについては、2027 年度末での導入事業者数を 2024 年度に比べ倍増³²させ、全国への普及を進める。

④ 経営状況等の可視化に係る取組

水道事業における経営改善の効果を定量的かつ容易に計測するための環境を整備するため、経営状況等に係る指標（収益・費用、資産・負債、老朽化、耐震化等）を地方自治体間で比較可能な形で提供する「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」を 2025 年 6 月に公表し、ダッシュボードの利活用促進に向けた説明会を全国各地で開催するなど周知を進めた。今後、説明会で地方自治体から寄せられた意見を踏まえ、ダッシュボードの効果的な活用方法を 2026 年度に提示するとともに、ダッシュボードの改訂を行う。また、下水道分野の情報や経営状況等を可視化した政策ダッシュボードについて、検討を進める。

（2）経営改善に向けた事業運営の一体化（経営の広域化）

将来にわたり、上下水道事業を持続的に提供する観点から、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」³³において、2050 年を見据えた上下水道のあり方について議論が行われているところである。同検討会において、都道府県単位やそれ以上の広がり視野に入れつつ、複数自治体による事業運営の一体化（経営の広域化）に係る方針を取りまとめた。下水道の基盤強化に向け、「下水道法等の一部を改正する法律案」を第 221 回特別国会に提出した。改正法案に基づき、国の基本方針において、広域連携や先端技術の活用等を位置づけ、事業運営の一体化を推進していく。

（3）インフラ管理 DX

電気・ガス・水道・通信等の地下インフラの埋設状況の把握とそのデジタル化を進めることが喫緊の課題となっている。これを踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」

³² 2024 年度末時点で水道 59 事業者、下水道 19 事業者が導入済み

³³ 2024 年 11 月から国土交通省にて開催し、2026 年 1 月に第 2 次とりまとめを公表。

に基づき、公益事業者等の関係主体が合意可能なデータの整備・管理・提供の在り方に関する検討を2025年度に行った。その検討を踏まえ、収集するデータ要件やシステムの運用規則等を含むガイドライン素案を作成した。2026年度中を目途に、ガイドラインの正式版を取りまとめるとともに、空間IDも活用しながら、全国の主要都市10箇所以上におけるデータ整備を目指す。

（４）インフラ全般の維持管理業務におけるデジタル化の促進

地方自治体における道路、河川・ダム、上下水道、港湾等のインフラ全般の維持について、目視等に頼りがちな現場業務に対し、デジタル技術の活用を通じてインフラマネジメントの「見える化」等を推進することで、正確性を増し、かつ、安全性を確保しながら、現場負担を軽減できるよう、ルールの見直しを地方自治体に働きかける。具体的には、インフラ管理における新技術の活用を促進するため、AI、ドローン等の新技術を活用する自治体への優先支援や専門家派遣、産学官民のプラットフォームでのマッチング等に取り組み、「予防保全型」維持管理への転換を図る。

また、2025年度に創設した「デジタル活用推進事業債」により、インフラ管理業務を含め自治体の行政効率化、地域課題の解決等を図るためのデジタル活用を後押しする。

（５）ドローンの事業化加速

ドローンの安全かつ効率的な運航を実現するため、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、異なるドローン航路運営者が運営する航路間の相互乗り入れ等に係る実証や、ドローン航路及びその運営方法のガイドラインへの適合性を評価する「ドローン航路登録制度」の試験的運用・検証の成果も踏まえて、ドローン航路に係るガイドラインの改定案を取りまとめた。今後は、全国でのドローン航路の整備を引き続き進める。具体的には、2026年度までに「ドローン航路登録制度」の立ち上げを目指すとともに、2027年度中を目途に、空間IDをデータ連携における参照仕様としてその位置付け及び活用も検討しながら、関東及び中国地方における中山間地域の送電網上空並びに巡視・点検需要が大きい国管理の一級河川上空で、約1万kmのドローン航路整備を目指す。

多数機同時運航（操縦者の数より多い複数の無人航空機の同時運航）における安全確保を図りつつ、ドローンを含む無人航空機の事業化や社会実装を推進するため、2025年3月に策定した「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン」³⁴について、同時運航する機体数の段階的な増加やそれに伴うリスクへの対策の有効性等に関する検証を前提とした機体数の上限廃止や飛行実証を踏まえた各要件の更新等を行った第二版を2026年6月に公表した。また、高密度運航の中で生じる運航者の飛行調整の負担軽減を図るため、運航者による飛行計画の調整をサポートするUTMS（UAS Traffic Management System）の活用に向けて取組を進めている。このUTMSを提供するUTMサービスプロバイダの認定要件をまとめた、「無人航空機の運航管理（UTM）サービスプロバイダ（USP）へのID

³⁴ 2025年3月国土交通省航空局安全部無人航空機安全課策定、2026年6月改訂版公表。

付与に係る審査要領」³⁵を2026年3月に策定した。今後、制度の運用状況、国際動向、技術の進展及び利活用の状況等を踏まえながら、必要に応じて適切なタイミングで対応を検討する。

【働く環境 DX】

● 労働基準監督行政 DX／労務手続 DX の推進³⁶

＜生活者目線で目指す姿＞

様々な場面で担い手不足が課題となる中、育児や家族の介護の状況、本人の健康状態など、働く方々がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その有する能力を最大限発揮できる働き方を実現できる社会を目指すことが必要である。そのためには、働き方が多様化し、事業者の労務管理の在り方も多様で複雑なものとなる中であっても、AI・デジタル技術を活用することで、事業者が適切な労務管理を行い、安心・安全で働きやすく魅力ある職場づくりを実現できるようにしていくことや、どのような働き方を選択した場合でも、事業者と働き手双方にとって負担が最小限となる効率的な労務手続としていくことが重要な課題であり、その解決に取り組む。

＜必要な取組＞

(1) 労働基準監督行政 DX の更なる推進

労働基準監督行政 DX については、引き続き、取りまとめ2025に基づき、事業者の自主的な改善の取組の促進、AI を活用した監督指導対象事業場の選定等の取組を進める。

さらに、2026年3月に実施した「政策改善対話」では、

- ・ 中小・小規模事業者の電子申請利用率を向上させていくためには、電子申請による事務負担軽減のメリット等をしっかり感じてもらえるように周知することが重要であること、
- ・ 電子申請を通じた労働基準監督行政に関するデータの集積を通じて、政策立案への活用や、働き方改革の進展状況や労働生産性向上に関する研究分析等にもつながることが期待できること、

など、労働基準監督行政 DX の取組を進める上で重要となる電子申請利用率の向上や、電子申請を通じて得られるデータの利活用の観点等から助言・意見が示された。こうした議論を踏まえ、今後は次の取組を併せて進める。

① 利用者起点の電子申請利用率の向上に向けた取組

電子申請利用率については、労働基準法に基づく主要な3手続³⁷の合計 について2026年度までに50%を目指す目標（KPI）を設定しており、2024年時点で38.1%となっている。さらに電子申請利用率を高めていくため、今後は、他の制度で行われている電子申請に関する普及啓発や情報発信の方法なども参考にしながら、速やかに電子申請のメリ

³⁵ 2026年3月国土交通省航空局安全部無人航空機安全課制定。

³⁶ これまでの取組については、取りまとめ2025の「10.労働」の項目を参照。

³⁷ 労働基準法等に基づく届出等のうち、年間届出件数が10万件以上である「時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）」、「就業規則（変更）届」、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」の3手続。

ットが伝わるような広報ツール（リーフレット、SNS 等）の在り方の検討・情報発信の強化に取り組むほか、2027 年度からの運用開始を予定している新ウェブサイトについて、動画コンテンツによる視覚的な利用方法・操作ガイドを作成するなど、利用者起点で分かりやすい周知を進める。

また、2027 年度以降の適切な KPI³⁸ の設定を検討する。

② データの利活用に向けた環境の整備

電子申請を通じて得られるデータ等については、事業者の自主的な改善の取組の促進や監督指導の効率化といった労働基準監督行政 DX に関する取組への利活用のみならず、労働基準監督行政の政策立案等に向けた利活用も期待される。

こうしたデータを有効に利活用できるようにするためには、データの質を高めるための標準化の取組とデータを蓄積・活用するための基幹システムの整備が重要となる。このため、各種申請等の様式について、自由記述（フリーテキスト）となっている項目の選択形式（プルダウン）への変更や、任意となっている項目（業種等）の入力必須化等を検討するとともに、基幹システム（労働基準行政システム）のデータの分類・集計方法の在り方を含め、データを有効に利活用できる機能改修に向けた検討を行い、迅速にデータを利活用できる環境の整備を目指す。

（2）労務手続におけるマイナンバー提出のオンライン化の推進

働き手となる方々がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択し、その有する能力を最大限発揮できる働き方を実現するためには、労務手続における事業者と働き手双方の負担軽減を進めていくことも重要である。

例えば、税・社会保険等の労務手続にはマイナンバーの利用が定められているものがあり³⁹、事業者は従業員等の相手方に対してマイナンバーの提出を求めることになる。その際の本人確認やマイナンバーが正しく記載されているかの確認は、マイナンバーカードの写しを紙の様式（台紙）に添付させたものを郵送等で提出させる方法などが採られているため、特に複数の事業者に対して同様の手続が必要となるような働き方をしている方⁴⁰にとっては、提出様式等へのマイナンバーの転記やマイナンバーカードの写しの添付等の手続の負担は大きく、また、事業者にとっても申請内容の目視での確認や事務システムへの転記などの事務負担が大きい状況にある。

このような負担の軽減を図り、簡便かつ安全な方法でマイナンバーを提出できるよう、「デジタル認証アプリ」をはじめ、マイナンバーカードを用いた本人確認やマイナンバーを自動で入力する機能を有するアプリ（オンライン提出アプリ）が、より広く活用されるための環境整備を推進する。

具体的には、税・社会保険等の労務手続に係るマイナンバーの収集事務に関して、オンライン提出アプリを利用可能とするため、2026 年夏を目途に当該手続を所管する省庁にお

³⁸ 「政策改善対話」では、電子申請利用率のみならず、新ウェブサイトを通じたプッシュ型通知による助成金案内や法令改正情報提供の効果等を KPI として設定することを検討してはどうかといった議論もあった。

³⁹ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、給与の源泉徴収票や支払調書など。

⁴⁰ 単発・短期での契約が多いフリーランスの方など。

ける告示等の整備を目指す。また、オンライン提出アプリが広く事業者と働き手の間の労務手続で利用されるよう、デジタル庁と関係府省庁が連携して周知・広報等の取組を推進する。特に、オンライン提出アプリの普及に当たっては、事業者から委託を受けてマイナンバーの収集・管理等を行うサービスを提供する事業者への個別の働きかけを通じて、2026年度中に行われるマイナンバーを提出する労務手続からオンラインでのマイナンバー提出が普及するよう目指す。

● 公務員の働く環境 DX

<生活者目線で目指す姿>

国及び地方公共団体等における業務プロセスを AI の利活用を前提としたものに再編成し、事務処理等に係る手間を可能な限り省力化し、人間の手によらざるを得ない業務に注力できる環境を整えることにより、人口減少下においても国民の生活を支える公共サービスが持続的に提供されるよう取り組む。

<必要な取組>

(1) 各府省 AX/DX の推進

① 府省共通業務の AX/DX の推進（会計、人事管理、ガバメント AI ワークスペース、ガバメント AI「源内」、EBPM）

（共通システムが存在する共通業務の DX）

国の会計業務については、複数システムや紙・Excel 等に情報が分散し、同じ情報の重複入力、転記、確認、集計等の非効率な業務が残存している。担い手不足が進む中で、会計業務の持続可能性を確保するとともに、年度を越えた執行状況の見える化やワイズスペンディングの前提となる執行情報を、より迅速かつ正確に把握・活用できるようにすることが課題である。

このため、調達依頼から支払までの業務を中心に、業務・データ・帳票の標準化、一度入力したデータを後続業務、執行管理、報告公表に再利用するワンスオンリー化、関連システムの全体最適化を推進する。

2025 年度は、全府省庁本省会計課の一般競争入札に係る会計事務について、各府省庁会計課職員が現場課題を持ち寄り、利用省庁の声を起点として、業務・データの標準の大枠を整理し、プロトタイプを用いた合意形成を進めた。

2026 年度は、調査対象を地方支分部局等に拡大し、システム化に向けた調査や要件定義を進める。その際、プロトタイプの操作体験を通じて、業務・データの標準化や BPR、システム機能要件について、合意形成を進める。また、デジタル行財政改革会議事務局及び財務省、デジタル庁並びに各府省庁会計課が連携し、業務・データ・制度・システムの一体的なガバナンスを試行し、既存システムとの責任分界や連携方法、運用体制を検討する。あわせて、会計 DX を標準の整理にとどめず、設計開発、移行、定着、継続改善につなげるため、中央司令塔機能と各府省庁における実装体制の整備、会計 DX を担う人材の育成・継続関与、府省横断での知見共有を進める。

国家公務員の人事管理分野については、府省等共通の仕組みが限定的であり、人事管理情報が紙や各府省等個別のシステム等に分散して管理され、手作業や転記等の非効率な業務が残存している。また、行政課題が複雑化・多様化する中で、職員の働き方やキャリア希望に配慮した効率的かつ効果的な人材マネジメントが求められている。これらの課題に対応するためには、府省共通の仕組みとして人事管理情報をシステムで蓄積・管理し、業務効率化を図るとともに戦略的人事管理の基盤を構築することが必要である。「人事管理情報のデジタル化に関する将来設計」⁴¹に基づき、関係システム間の円滑な業務接続・データ連携を確保しつつ、「職員情報管理共通システム」、「勤務時間管理共通システム」等から構成される人事管理支援共通プラットフォームの整備を推進する。2025年度は、勤務時間管理共通システムの設計・構築に着手するとともに、「職員情報管理共通システム」について要件定義の精緻化やデータ基盤に係る実証を行った。2026年度は、「勤務時間管理共通システム」の基本機能を整備するとともに、職員情報管理共通システムの設計構築に着手する。研修管理その他の人的資源管理についても、2026年度に、調査研究を通じてシステム整備に向けた方向性を検討する。

（共通システムが存在しない共通業務のDX）

共通システム化されていない府省共通業務については、デジタル庁が総務省行政管理局及び内閣官房内閣人事局と連携しつつ、AI エージェントと連携する業務システム群として「ガバメントAIワークスペース」（仮称）を開発し、2027年度から各府省に提供を開始することを目指す。その際、既存の業務フローをAI等の利活用を前提に抜本的に見直すBPR⁴²（業務改革）を行うとともに、必要に応じて制度の見直しも行う。

（ガバメントAI「源内」の推進）

社会全体でのAI利活用の加速的推進に資するため、政府自らが生成AIを積極的かつ先導的に利活用する。2025年度にデジタル庁が内製開発した生成AI利用環境「源内」について、2026年度は全府省庁対象の実証事業を着実に推進し、行政業務におけるAI利活用による費用対効果、他の商用LLMとの性能上の比較、国産AIモデルの積極活用を通じた我が国のAI基盤の自律性確保への貢献などを検証した上で、2027年度以降の本格利用開始を検討する。

政府職員において、専門的知識がなくともAIアプリを作成し、AIエージェントによる自動実行や共有が可能となる環境を2026年度中に「源内」上に整備するとともに、利用に関する管理ルールを策定する。

（政策ダッシュボードを通じたEBPMの推進）

主要DXプロジェクトの進捗状況を可視化し改善につなげるための「政策ダッシュボード」については、新たに整備する「医療DXダッシュボード」を参考に、政策の全体構造が把握できる「コンパウンド（複合）型ダッシュボード」の他分野での活用を推進することとし、デジタル庁は各府省に対して必要な技術協力を行う。2025年7月に公開した「Japan Dashboard」は、国・地方等のEBPMの基盤として今後も機能を拡充し、デジ

⁴¹2025年3月25日デジタル社会推進会議幹事会決定。

⁴² Business Process Re-engineering.

タル庁が各府省の協力を得て社会的に重要な統計・データの格納を進める。各府省におけるデータの「見える化」の自律的な取組を推進するため、デジタル庁はテンプレートやガイドラインの普及促進、ダッシュボードの自動作成ツールの提供等による支援を行う。

(行政事業レビュー等を通じた EBPM の推進)

政策立案・意思決定プロセスの抜本的な改革につなげるため、デジタルや AI も活用し、引き続き行政事業レビューを通じ、EBPM の手法等の実践に取り組む。その際、租税特別措置・補助金見直しの取組とも連携し、政策の実効性を検証して、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すことで、無駄のない、質の高い行政の実現を図る。

特に、基金については、資金の有効活用の観点から、EBPM の手法を用いた効果検証や PDCA の取組を推進し、その必要性や成果の達成状況、執行見込み等について、基金シートを用いて不断に点検・検証を行う。

(RS システム)

行政事業レビューシートシステム (以下「RS システム」という。) については、2027 年度に計画している次期 RS システムへの更改において、RS システムのデータ利活用に向けた取組を推進する。あわせて、次期 RS システムでの AI 導入を見据え、各府省庁等の協力の下、AI プログラムの精度や導入の効果等についての実証を行い、その結果を次期システムの要件定義に反映させるなど、AI 技術を活用した EBPM のための取組を着実に進めていく。

(各府省庁における EBPM の定着と EBPM 人材の育成)

行政改革推進会議の下、EBPM 推進委員会が、各府省庁に対して EBPM 推進の方針を示すとともに、行政改革・効率化推進事務局その他関係府省庁が各種ガイドブックの改訂、研修会の実施、優良事例等の横展開などの支援を行うことにより、各府省庁における EBPM の定着と EBPM 人材の育成の好循環を促していく。

② 各府省個別業務を含めた AX/DX 推進に必要な体制の整備

(各府省庁 DX 推進連絡会議を通じた取組支援)

各府省個別業務(「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」⁴³(以下「国・地方デジタル共通基盤基本方針」という。))に基づく取組を含む)及び各府省共通業務の AX/DX を推進するため、「各府省庁 DX 推進連絡会議」による支援を強化する。内閣人事局は「集中取組期間」⁴⁴に整備した DX 推進体制と取組状況を検証し、デジタル庁及び各府省 PMO⁴⁵との連携を更に強化する。また、各府省における AI の利活用を前提とした業務フローの見直しを行う際には、業務実態の把握等に労力がかかることから、必要に応じて総務省行政評価局(管区行政評価局を含む)の現地調査機能に加え、行政管理局の BPR 支援機能を活用する。

⁴³ 2024 年 6 月 21 日閣議決定。

⁴⁴ 2024 年から 2029 年までの 5 年間で「集中取組期間」として位置づけ、各府省庁 PMO・PJMO の充実化等を実現。

⁴⁵ Portfolio Management Office。

(2) AX/DXのための公共データマネジメント推進

行政におけるDX・AXを推進するに際し、AIやデータ利活用の可能性を最大化するためにもデータの品質管理が肝要であり、とりわけデータをもとに学習し推論を行うAIを安全かつ有効に使うには、正確で判読しやすいデータを提供することが重要である。まさに、国・独立行政法人・地方公共団体（以下「国等」という。）が保有する各種データ（以下「公共データ」という。）の質が、政策立案や行政サービスの高度化、更にはAI駆動型社会の実現を決する状況にある。AI技術の進展により、データの判読可能性が高まり、またAI等を活用したデータの整備も進む状況にあるが、依然として課題も多く、なおデータ層の戦略的整備が欠かせない。

政策立案・政策判断等に用いる基盤データたる統計データや、災害対応や社会経済活動のインフラとなる地理空間データなど、府省横断的なベースデータを中心に、データ品質管理や責任主体の明確化、公共データの機械可読化及び標準化、安全かつ効率的なデータ連携基盤の構築、データガバナンスの確立に取り組むとともに、各領域分野におけるAI・データ利活用とデータマネジメントの取組を支援する。

① データの機械可読性確保に向けた取組

データ利活用制度基本方針等に基づき、各データ保有主体がデータ品質を高めるための取組を進める際に目安とできる具体的な基準として「行政データにおける機械可読性に関するルール」⁴⁶を定め、国の行政機関において運用を開始し、また、独立行政法人に対しても当該ルールに係る取組を要請した。今後は、各府省等における運用状況のフォローアップを行うとともに、技術動向や各府省等の取組状況を踏まえ、当該基準の周知・徹底や継続的な改定を行う。

また、AI・データ利活用推進の基盤情報たる統計について、AIによる分析を可能にするための公的統計の機械可読化、技術の進展に応じた提供方法の多様化、複数の公的統計を連携させて新たな統計を作成できる事業所の情報基盤の整備に加え、民間データや公共データを活用した公的統計の品質確保・向上等について、制度面も含め改善方策の検討を加速し、2026年度中に結論を得て所要の法案提出を目指す。

② G空間情報×AIの推進

地理空間データ（G空間情報）について、次世代の社会インフラとして確立するため、AIとの融合、安全安心の確保、官民エコシステムの形成の推進に向け、第5期地理空間情報活用推進基本計画を策定・推進する。同時に、G空間社会を支える新たな共通基盤として、各府省庁のG空間データのAI-Ready化（データ整備）のほか、AI探索基盤やID体系の整備などデータの連携・流通環境の整備を進め、各データベースが相互に利活用・接続可能な「G空間データスペース」（仮称）を形成し、防災、都市や国土等の多様な分野で社会課題の解決等に資するジオAI（地理空間情報×AI）を推進する。

③ データマネジメント推進に向けた体制整備

AI・データの利活用を効果的なものとするために、データマネジメントの推進につい

⁴⁶ 2026年3月31日各府省庁DX推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定。

ても役割の一つとされている各府省 PMO の体制強化に取り組んできた。引き続き、司令塔たるデジタル庁の体制整備と合わせ、各府省における PMO 体制の強化を進めることで、各領域分野における AI・データ利活用とデータマネジメントの取組を支援する。

(3) 校務 DX の推進

次世代校務支援システムの共同調達・共同利用や、生成 AI 等の活用も含めた校務 DX の推進により、教師の働きやすい環境を実現することで、こどもと向き合う時間を確保していく必要がある。具体的には、次の取組を実施する。

① ネットワークの改善

ネットワークについては、2023 年 11 月に全国の公立小・中・高等学校に実施した簡易帯域測定の結果（速報値）を一定の仮定の下で推計すると、2024 年 4 月に文部科学省が設定した「当面の推奨帯域」を満たす学校は 2 割程度に留まり、同時・多数・高頻度での端末活用に必要なネットワーク環境の整備が課題となっていた。このため、学校のネットワークの改善手順を示す自治体向けのガイドブックを 2024 年 4 月に公表・周知するとともに、2024 年度補正予算においてネットワークアセスメントの徹底とその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を促す新たな補助事業を創設した。

あわせて、2024 年 8 月に自治体が適切な通信サービスを選択できるよう、関係省庁と共同で電気通信事業関連団体への要請を行うとともに、2025 年 2 月に教育向け通信サービスのカタログサイトの公開及び自治体向けピッチイベントを開催した。さらに、2025 年 6 月に自治体向けのガイドブックを改訂した。

これらの取組により、2025 年 12 月時点において、ネットワークアセスメント実施済みの設置者は、2024 年度実施の前回調査に比べて約 30 ポイント上昇し 71.6%となり、また、「必要なネットワーク速度」を確保済みの学校の割合は、2023 年度実施の前回調査と比べて約 40 ポイント上昇し 63.9%となった。今後も引き続き、全ての学校で必要なネットワーク環境の整備が図られることを目指し、各地方公共団体に対するネットワークアセスメントの実施及び必要なネットワーク速度の確保状況のフォローアップを行うとともに、補助事業の活用を促進するなど、環境整備に向けた取組を推進する。

② 次世代校務 DX 環境の整備

2024 年 4 月に公表した「教育 DX に係る当面の KPI（重要業績評価指標）」において、「2029 年度までに全ての自治体で次世代の校務支援システムを導入済みとすること」を掲げていることを踏まえ、今後、2026 年度から 4 年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行を順次進める。

そのため、次世代校務 DX を推進するための必要事項を整理した「次世代校務 DX ガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-」を 2025 年 3 月に公表し、指導要録等の参考様式を示すとともに、原則としてカスタマイズを行わない旨を明記した。あわせて、都道府県域での次世代型校務支援システムの共同調達・共同利用を条件として、次世代校務 DX 環境整備に要する初期費用等を支援する補助事業等を 2026 年度も引き続き実施している。これにより、共同調達によるコスト削減や、教師異動時・自治体にお

ける事務負担の軽減、小規模自治体での安定的な調達を後押ししている。これらの取組を通じ、2025年度調査においては2027年度までに導入済み又は具体的な導入時期を設定している自治体は41.4%となった。さらに、2025年度補正予算事業として、都道府県教育委員会を対象とする次世代校務DX環境の整備に係る相談窓口を新たに設置し、全国の次世代校務DXの導入拡大に向けた取組を推進していく。

また、次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策として、2025年3月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行ったほか、「教育情報セキュリティポリシーハンドブック」の策定を行った。これらの取組を通じ、2025年度において、自治体のセキュリティポリシーとは別に、教育情報セキュリティポリシーを教育委員会独自に策定している自治体は56.3%となった。今後は、「教育DXに係る当面のKPI」を踏まえ、引き続き全ての自治体においてクラウド対応の教育情報セキュリティポリシーが策定されるよう、適時適切な働きかけを行う。

③ 進捗状況の把握（政策ダッシュボードの活用）

学校・学校設置者が校務DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検の最新のフォローアップ結果を2026年3月に公表した。同チェックリストにおける教職員と児童生徒・保護者間の連絡のデジタル化などの項目に係る全国の取組状況について、政策ダッシュボードを活用して、引き続き可視化するとともに、各学校・設置者が自らの進捗や課題を把握し、取組が進んでいる学校の取組事例を踏まえ、改善を進めるよう働きかける。

学校における働き方改革の推進に向けて、2029年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする旨が、2025年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」附則において規定された。さらに、「学校と教師の業務の3分類」⁴⁷の取組状況を含む学校における働き方改革の進捗状況について、各教育委員会における取組状況を、政策ダッシュボードを活用し、2025年11月に公表した。

今後2029年度までの当該目標の達成に向け、2026年度から新たに、服務監督教育委員会ごとの教師の1箇月当たりの平均時間外在校等時間についても、政策ダッシュボード等を活用した可視化に取り組むことで、各教育委員会における自身の取組状況の見直し等を促す。加えて、これまでに教育現場で創出された好事例を踏まえ、教員の働き方改革における具体的なAIの利活用に関する手引きを策定するほか、働き方改革に資するAIの効果的な活用方法を周知する。また、2026年度から新たに、校務DXに関する効果検証を実施し、学校の働き方改革の推進に向けて、優先的に実施すべき校務DXの取組を示していく。

引き続き、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務DXの実態を可視化しながら

⁴⁷ 2019年の中央教育審議会答申において、登下校に関する対応、部活動、成績処理等のこれまで学校・教師が担ってきた14の業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」の3つに分類して示した。

必要な施策を進める。

④ 高校入学者選抜手続の DX

デジタル技術を活用した公立高校入試の併願制のメリットや課題について、全国の教育委員会の高校入試担当者や有識者と意見交換を行った。引き続き、関係省庁等とも連携しつつ、丁寧に検討を進める。

【行政手続・サービス等 DX】

● 子育て DX

<生活者目線で目指す姿>

子育て世帯にとっては、妊娠・出産や保育所入所に係る手続など子育てに関する様々な行政手続に必要な情報を把握し、その上で、市役所等で書面・対面で行う申請に要する時間が大きな負担となっている。また、保育の現場にとっては、紙を前提とした業務による、保育士や自治体職員の報告書作成等の事務負担が課題となっている。

このため、デジタルの力を活用して、子育て世帯や保育の現場の負担を軽減し、こどもに寄り添った子育て環境の実現に取り組む。

<必要な取組>

(1) 「プッシュ型子育て支援」の実現

① 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築・推進

現状では、子育て支援制度やその申請方法が複雑で自治体ごとにバラツキがあるため、子育て世帯にとって必要な情報を自ら調べて把握する負担が大きい。こうした課題の解決を図るため、必要な情報を最適な方法で届ける仕組みを構築・推進する。

具体的には、東京都の先行プロジェクト及び自治体の子育て支援制度に関する調査結果を踏まえ、2025年度には「マイナポータル」のシステム内に「子育て支援制度レジストリ」を整備し、都道府県・指定都市等 800 を超える自治体の制度情報データを格納した。また、日常で使う子育てアプリ事業者によるレジストリの利用を開始し、子育て世帯に対して、必要な情報を最適なタイミングでプッシュ型によりスマートに配信するための仕組みを実現した。

順次、その他の自治体における子育て支援制度についても生成 AI 等を活用して調査を進めるとともに、レジストリ情報の継続的な更新に向けて通知を発出する等、電子版母子健康手帳に実装すると便利な機能として位置づけられていることも踏まえ、「子育て支援制度レジストリ」の全自治体への普及を加速する。

これらの取組により、子育て世帯が必要な情報を自ら調べて把握する時間を削減するとともに、給付の貰いそびれや健診の受診忘れを防止し、子育て支援制度の利用率の向上を図る。

② 出生届のオンライン化

出生届について、両親等が市役所等で対面で手続を行う必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっている課題の解決を図るため、出生届のオンライン化を推進する。

全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を行うことができる環境整備を目指し、2026年夏頃までに必要な要件定義等を行う。出生証明書については情報連携基盤(PMH)等を介して医療機関から自治体に電子的に提出することを可能とすべく、引き続き検討を進める。

また、この取組とあわせて、出生・子育て分野の手續に関し、多くの国民が申請・届出を行う手續を1つのフォームでオンライン一括申請(コネクテッド・ワンストップ)ができる環境の整備を目指す。

③ 母子保健 DX の推進

現状では、妊婦・乳幼児健診等は問診票など紙による運用が基本となっているため、住民や自治体、医療機関において負担・手間が生じており、また、健診結果等の共有にタイムラグが生じている。これらの課題の解決を図るため、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健 DX を推進する。

具体的には、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤(PMH)を整備し、希望する自治体において、乳幼児健診等について情報連携基盤(PMH)を活用した実証事業を行っている。また、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度に課題と対応を整理した結果を踏まえ、2025年度に事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめた「電子版母子健康手帳ガイドライン」⁴⁸を発出した。

これらの母子保健 DX の全国展開を推進するとともに、その実現のために必要となる、電子カルテ連携によるマイナンバーカードで受診可能な医療機関の拡大や、現場における紙併用・二重入力等の負荷を解消するための情報連携基盤(PMH)の改修を行うとともに、2026年度中に情報連携基盤(PMH)上の電子版母子健康手帳機能の開発・実証、関係法令の整備等を行う。

あわせて、母子保健情報等の情報連携基盤(PMH)を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。

④ 里帰りする妊産婦への支援

里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があり、また、関連する事務手續が煩雑となっている。

これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、情報連携基盤(PMH)を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備し、2025年度から希望する自治体において先行的に運用を開始した。引き続き全国展開に向け、これらの取組を進め、加えて住所地自治体・里帰り先自治体双方における手續の簡素化と住民の利便性向上を更に図るため、里帰りする妊産婦の健診等において、償還払

⁴⁸ 「電子版母子健康手帳ガイドラインの発出について」(2026年3月31日付こ成母第349号こども家庭庁成育局母子保健課長通知)。

い等の煩雑な手続を要さず、自治体を超えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026年度中に要件定義を行い、導入に向けて検討を進める。

これにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援が提供可能となるとともに、里帰りした場合の煩雑な手続が改善されることが期待される。

(2) 保育 DX による現場の負担軽減

① 保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）実現に向けた全国基盤整備

現状では、保育施設等における ICT 導入は限定的で、手書きなどアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。同時に、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。これらの課題の解決を図るため、保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けた全国基盤を整備し、保育施設等・自治体の業務効率化を図る。

そのため、保育所等の ICT 導入を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用した試行や保育現場での DX 推進に向けた調査研究を踏まえ、給付・監査等の様式・通知等の見直しを行った。また、保育施設等や自治体の業務システムと連携した「保育業務施設管理プラットフォーム」の提供を 2026 年夏頃に開始することを目指し、以降その全国展開を進めるとともに、より利便性を高めるため、広域請求機能や監査調書の実装等による機能拡充を図る。これにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、保育施設等における人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援する。また、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務への注力を可能とする。

② 保活ワンストップシステムの全国展開

現状では、保育所入所申請に当たり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の「保活」に係る保護者の負担が大きく、また入所決定通知までに多くの時間を要するため、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある。また、自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きくなっている。また、入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、企業側の書類作成負担は十分に軽減されていないとの指摘がある。これらの課題の解決を図るため、保活ワンストップシステムの全国展開を図る。

そのため、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、「保活」に関わる様々な情報を整理し、2026 年夏頃までに「保活情報連携基盤」を整備することにより、システムや行政手続間の連携を確保するとともに、入所申請のオンライン化・届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けて、2026 年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。特に就労証明書については、就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、「保活情報連携基盤」にて、保護者の勤務先担

当者が発行した標準様式の就労証明書を保護者が受領できる機能を 2026 年度中に実装する。引き続き、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、「保活情報連携基盤」における機能改善に向けた検討を進める。その際、官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。

これらにより、保護者の「保活」に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減するとともに、自治体担当者の事務負担の軽減や入所決定通知までの期間の短縮を図る。さらに、マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への満足度の向上を図る。

③ 保育現場における ICT 環境整備

保育業務届出一度きり原則（ワンスオンリー）や保活ワンストップの実現のためには、保育施設等の現場における ICT 環境が前提となる。2025 年度末時点では 99.5%の保育施設等において ICT 端末の導入が完了したところであるが、更なる ICT 環境整備のため、引き続き ICT 等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するとともに、業務全般において幅広く ICT を活用している施設を対象にした「保育 ICT 推進加算」⁴⁹を創設し、保育現場における保育 ICT の活用を推進する。

また、ICT 導入の目的は利便性の向上のみに留まらない。こどもの生命に関わる重大事故が依然として発生する現状にあっては、テクノロジーも活用し、一層安全な保育環境を整備することが求められる。そのため、睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、引き続き推進する。

あわせて、保育分野における ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、1) 先端的な保育 ICT のショーケース化、2) ICT に関する相談窓口・人材育成、3) ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育 ICT ラボ）を行うための経費を引き続き支援する。

④ 放課後児童クラブ DX の推進

共働き家庭の増加に伴って放課後児童クラブのニーズは増大しているが、放課後児童クラブの利用手続のオンライン化や事業所における ICT 導入は十分に進んでおらず、保護者や職員の負担軽減につながる取組が求められる。

そのため、2025 年度に実施した放課後児童クラブの実施状況調査における業務支援 ICT の導入状況を踏まえ、引き続き好事例の横展開等の利活用支援を行う。

また、2026 年度に実施する利用手続や事業運営に関する DX 推進実証事業においては、

⁴⁹ 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、ICT 活用の責任者を置いた上で、①業務において、4つの機能（園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能）を持つ ICT の活用、②給付・監査について、保育業務施設管理プラットフォームの活用、③入所・入園の調整等において、「保活情報連携基盤」の活用を全て行う施設・事業所に対して、ICT 活用に係る費用を加算するもの。

昨年度事業で把握した、職員の業務負担軽減や保護者の利便性向上という成果や、職員の ICT リテラシー、自治体の既存システムとの連携等の課題を踏まえ、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討等を行い、成果物を活用した好事例等の横展開として新たに自治体・ベンダー向けセミナーを行う。実証事業の成果を踏まえ、放課後児童クラブにおける DX を推進する。

● 教育 DX

<生活者目線で目指す姿>

GIGA スクール構想に基づき全ての自治体で 1 人 1 台端末等の整備が進み、教育 ICT 環境は飛躍的に進展しているが、誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すことを目的とした教育データの利活用については、意欲ある自治体において先進的な取組が広がっている一方で、取組の程度には地域間で大きな差があるという課題がある。また、自治体や学校ごとにデジタル化が個別に進むことによる非効率や連携不足といった課題も指摘されている。

さらに、生成 AI をはじめとする新たなデジタル技術の教育への活用が進みつつある中で、児童生徒一人一人の学びの充実や情報活用能力の育成に資するとともに、その効果的な利活用に向けた環境整備やルール整備を図ることが重要となっている。

このため、国、自治体、学校、民間企業等の様々な関係者が連携・協力することにより、先進的な取組の横展開や、自治体を越えた広域的なデータ連携を含め教育データの利活用を推進するとともに、オンライン教育等も活用して、こどもの学びの質の向上を図っていく必要がある。

<必要な取組>

(1) 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備

児童生徒 1 人 1 台端末環境による「個別最適な学び」⁵⁰と「協働的な学び」⁵¹の実現により、誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すことができるよう、官民が役割分担して、学びの利便性向上や教育データの利活用を推進するための環境を整えるとともに、各学校における効果的なデジタル教材等の導入を促進するためのデジタル基盤の構築に取り組んできた。その結果、一部の自治体等において教育データの利活用に係る先進的な取組が進展しているものの、教育における各種システムや学習リソース間の連携、自治体を越えたデータ連携に課題がある等の理由で教育データ利活用が全国的な動きになっていない。

このため、教育データの利活用を推進する上で、官民が適切な役割分担の下、整合性を持って施策を進めていくために、教育 DX の目指すべき姿とその実現に必要な施策を整理し、2025 年 6 月に改定された「教育 DX ロードマップ」を踏まえつつ、以下の取組を推進

⁵⁰ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（2021 年 1 月 26 日中央教育審議会決定）。

⁵¹ 同上。

する。

質の高い教育の実現と、転校・進学時における保護者や教師の負担軽減を図るため、2025年度には、高校入試事務手続のデジタル化を着実に進めるとともに、進学に必要なデータ化が可能な書類の精査も行った。これらの成果もいかしつつ、主体・データの真正性を確保する教育分野の認証基盤として既存のデジタル公共財である「GビズID」や「JPKI（公的個人認証サービス）」等を活用し、社会実装の方向性を明らかにするための調査研究を実施するとともに、技術実証に向けてユースケースの選定や要件定義等を行った。2026年度以降は、本調査研究を踏まえ、既存のデジタル公共財の改修や、学校単位での認証を可能とするシステムの開発、関連システム間の連携を検証する技術実証や、運用可能性を都道府県・市町村教育委員会で検証する現場実証を行う。

さらに、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用の基盤整備のため、2026年度も引き続き、教育データの相互互換性を確保するためのルールの更なる充実、教育データの取得などを行うツールである「MEXCBT」⁵²、「EduSurvey」⁵³の整備・活用を進める。加えて、教育データの利活用を実効的に広めていくため、様々なデータ利活用の実証等を通じたユースケースの創出や横展開、伴走支援など、自治体等への支援を行う。あわせて、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、公教育データ・プラットフォームの充実など、教育関連データの収集・分析・可視化を進める。具体的には、本プラットフォーム内の多様な統計調査結果や事例等について、BIツール（ビジネスインテリジェンス・ツール）等による可視化を2026年度に加速させるとともに、利用者が生成AIを用いて自然言語による問合せや集計等を行える環境の構築についても検討する。

（2）こどもの学びの質の向上

① GIGA 端末の共同調達及び活用

2023年度に都道府県に基金を造成して、2024年度からGIGA端末の都道府県を中心とした共同調達ができる体制を整備した。こうした取組により、5年程度をかけて計画的・効率的な端末整備を推進する。2025年度までに、更新予定台数のうち71.0%の端末の更新が完了している。

2025年度においては、1人1台端末などのICT機器をほぼ毎日活用している学校の割合が、小学校84.8%、中学校82.7%となり、前年度と比べてそれぞれ約16ポイント、約15ポイント上昇した。さらに活用を進めるため、1人1台端末が指導や学習の改善に効果的に活用されるための実践事例の周知や、アドバイザー派遣への補助等を通じた自治体・学校への伴走支援に取り組む。

② オンライン教育・民間人材活用の促進

中山間地域や離島の小中学校における「多様な学び」の実現に向け、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESにより、2024年度に東京都島しょ地域の小中学校を対象とし

⁵² 児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT（Computer Based Testing）システム。

⁵³ 文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資するWEB調査システム。

て、専門性の高い教師や民間人材によるオンライン授業の発信者リストや、発信者と受信側教師をつなぐマッチング機能を備えた共通利用基盤を構築した。2026年度以降は、東京都で構築した基盤や運営ノウハウについて、自治体横断で活用可能な運営モデルとして展開し、全国への普及を図る。

③ デジタル教材等の活用促進

児童生徒の特性に応じた主体的な学びの実現に向け、デジタル教材等の効果的活用や授業準備負担の軽減を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES により、2024年度に群馬県の小中学校の図画工作科・美術科において、教師が利用しやすいデジタル教材等を作成し、共通利用基盤を整備した。2026年度以降は、他教科・他地域への横展開を進めるため、教材仕様や利用環境の標準化など、全国の学校で継続的に活用可能な仕組みを検討する。

④ 安全かつ主体的に AI を活用できる学習環境の構築

初等中等教育段階における生成 AI の活用に関しては、これまで、生成 AI パイロット校等をはじめとして様々な活用に関する実証研究を進めてきた。AI の活用に伴う政治的・地政学的リスクも指摘されている中、学校現場での AI の活用に当たっては、特定の立場からの偏見・差別等に基づく回答や誤りを含む回答が生成され得ること、それらが認知や行動に与えるリスクに加え、学習過程の過度なショートカットや AI への思考の依存などのリスクも存在する。学習指導要領の改訂も見据え、これらのリスクに対応し、教職員及び児童生徒が AI を「安全かつ主体的に活用」できる環境を整備するため、2026年度中に「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を改訂する。あわせて、当該ガイドラインの内容の理解・遵守を促進するための体系的な研修機会を充実させるとともに、上記リスクに対応した教育分野特化の AI について国産 LLM の活用も含めた開発や学校現場における実証研究等を引き続き推進する。さらに、2030年度までに、AI の実装に不可欠な学習指導要領や参考資料、教科書等のデータについて、機械可読化・構造化 (AI-Ready 化) を進めるとともに、学校現場において AI を安全に利活用するために必要なセキュリティを確保したクラウド環境の整備を推進する。

(3) 学校保健 DX の推進

学校保健において、データ連携による保護者や養護教諭等の事務負担の軽減や学校と地域医療機関間の情報共有を実現するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES により、2025年度に東京都町田市において、学校・保護者・医療機関間で、学校保健情報をデジタルで共有・連携するための仕組み (PMH-Web) を先行して実装し、業務負担の軽減効果等を検証した。

2026年度においては、先行実装の成果を踏まえつつ、地域未来交付金 TYPES を活用し、「校務支援システム」との API 連携、実際の業務に基づくデータの利用その他の実運用を想定した更なる先行実装に取り組む。

並行して、これらの取組の成果や新たに示された課題を踏まえ、2026年度中に、学校に

おける持続可能な保健管理の観点も意識しつつ、全国展開に向けた基盤の構築・普及や安定的な運用の在り方、母子保健情報との連携等につき、関係省庁で検討を行う。

また、学校・保育施設における感染症発生状況等の把握に関し、公益財団法人日本学校保健会が運用する「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力等が養護教諭や保育士等の負担となっていることを踏まえ、欠席情報のデータ連携による事務負担の軽減及び当該システムの一層の普及促進に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES により、2025 年度に群馬県において、保護者連絡アプリ、校務支援システム、保育 ICT システム及び「学校等欠席者・感染症情報システム」間を連携し、保護者が入力した欠席理由や感染症情報を各システム間で自動連携する仕組みを先行して実装を行った。その成果を踏まえ、2026 年度以降横展開を図る。

また、「学校等欠席者・感染症情報システム」に関し、2025 年度までの研究成果に対する評価及び TYPES 事業を通じて得られた知見等を踏まえつつ、2026 年度に、関係省庁において、今後の在り方について検討を行う。

2. 継続取組分野

● 福祉相談

<生活者目線で目指す姿>

家族・地域社会の変化等を背景に住民が抱える困難や生きづらさが多様化・複雑化する中、限りある人員が、住民の生活に寄り添い、きめ細かな相談支援を行えるよう、相談現場の声も取り入れながら、デジタルの活用を進める。これによって、人と人との相談時間を充実させ、また、多様な関係者間が安全かつ確実に連携できる体制の構築を目指す。

<必要な取組>

(1) こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進

こども家庭福祉分野における職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務を進めるため、2025 年度は、児童相談所やこども家庭センターにおける業務支援アプリの活用を含めた ICT 化を支援するとともに、児童相談所における面談記録作成を支援する AI 要約ツールについて、現場での活用を開始した。

2026 年度以降も、他のこども・子育て分野等の DX の取組と連動しながら、引き続きこれらの取組を推進していく。

(2) 福祉相談業務の DX の促進

きめ細かな相談支援を行う体制を構築するため、単独の支援関係機関では対応が困難な、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例等に対して支援等を行う事業（重層的支援体制整備事業のうちの多機関協働事業）において、地方公共団体や支援関係機関の職員等の多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプを都道府県がイニシアティブを発揮して 2024 年度に開発し、相談記録プラットフォームに蓄積されるデータや AI をはじめとするデジタルを活用した人材育成の取組を 2025 年度に実施

した。

2026年度は、重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針に基づく取組として、相談記録プラットフォームの実証検証や自治体への導入に係るニーズ調査等を進める。

福祉相談業務のDXの促進に当たっては、地方公共団体が福祉分野において幅広く活用できるように地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら進めていく。

● 防災

<生活者目線で目指す姿>

地方公共団体の限りある人員を前提としつつ、デジタルを活用し、災害時の関係者間の情報共有体制を強化するとともに、避難所等における多様なニーズの把握と対応や、住家被害認定の効率化を実施することなどにより、災害発生時に、効率的かつきめ細やかな被災者支援を実現するため、平時から取組を進める。

<必要な取組>

(1) 災害時の情報共有体制の強化

実際の災害対応に役立つ情報を集約・共有する「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)」について、多様な動画情報情報を整理・共有する取組(「鳥の目プロジェクト」との連携を進めつつ、意思決定や業務進行の支援、AI映像解析機能等の実装による機能強化を行う。また、関係機関のシステムや防災分野のデータ連携基盤・Lアラート等との連携、AIや将来予測技術等の研究開発の後押しと連携検討を進める。

あわせて、防災アプリ等でのデータ連携や一般公開可能なデータを流通させる仕組みの有効性検証・官民間のルール整備等を推進する。

また、2024年の能登半島地震での教訓を踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」の一環である「奥能登版デジタルライフライン」の取組において開発した、支援等に必要となる情報をフェーズフリーで収集・活用する「チェックインシステム」については、石川県において引き続き利活用を進めていく。

(2) 避難所に対する支援のデジタル化

場所への支援から人への支援へと転換する方針の下、自治体をまたぐ広域避難者も含め、被災者一人一人の状況に応じたモレ・ムラのない支援を行うため、自治体内で被災者支援に必要な様々な情報をデータベースとして集約し、広域災害において自治体間で情報共有する仕組みについて、全国展開の方策とあわせて検討を進める。スムーズな情報集約の観点から、まずは被災者支援に必要な情報項目の標準化等を進める。

また、取りまとめ2025に基づき、マイナンバーカード等を用いた避難所運営・被災者状況把握の実証成果を活用し、避難所での受付業務の効率化や被災者支援等において適切な支援を受けられる取組や利便性向上(携行率向上、健康医療情報の取得、罹災証明書オンライン申請等)を促進する。

(3) 住家の被害認定調査のデジタル化

罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査を迅速に行うため、取りまとめ 2025 に基づき、内水氾濫時の簡易判定基準や改定された運用指針・手引き等の周知を継続し、市町村が適切かつ迅速に調査を実施できる環境整備を進める。

(4) 優良なアプリ・サービスの横展開等

自治体・民間の意見を取り入れながら検討を進めるとともに、デジタルマーケットプレイス（DMP）との連携等、「防災 DX サービスマップ／カタログ」サイトの拡張可能性を検討する。また、優れたアプリ・サービスを迅速かつ円滑に調達できるよう、「モデル仕様書」の充実を図る。

(5) 災害時におけるデジタル支援

防災 DX を推進し、的確な災害応急対応を行うため、ISUT（災害時情報集約支援チーム）の体制強化に取り組む。

また、「SOBO-WEB」の効果的な研修や、自治体の災害対応業務に則した運用指針、状況付与型の机上演習（TTX）等の実践的な訓練を普及促進するとともに、「新物資システム（B-PLo）」を活用した防災訓練や応急期の現地研修の充実を図る。

2024 年の能登半島地震での経験を踏まえ、民間のデジタル人材による災害支援が効果的に実施できるよう「災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）」を創設した。今後は、民間人材への研修・訓練の実施や、都道府県との関係構築を進め、体制の充実を図る。

Ⅲ. 分野横断の改革

1. AI 開発・活用に資するデータ利活用の推進

人口減少の下、持続可能な日本社会と経済成長を両立させていくため、データや AI の利活用を全面的に社会実装することによって、限られた人的資源を補完する効率化を進めるとともに、それに限らず、新たな価値の創出・知の創造につなげることで、一人一人の生活の質を向上させ、個人の幸福・自由、Well-Being を達成するデータ駆動社会を実現するため、データ利活用制度基本方針に基づき、AI 活用にも資する円滑なデータ連携を促進する。

(1) 国等データ活用事業の推進等

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている現状を踏まえ、データ利活用制度基本方針に基づき、民間事業者等が国等の保有するデータを活用した事業（以下「国等データ活用事業」という。）を行う場合の認定制度を創設するほか、国と地方公共団体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る規定の整備等を行うため、第 221 回特別国会において「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し

た。同法案（以下「改正デジタル行政推進法案」という。）の成立後には、施行に向けて、国等データ活用事業に関し、重点分野やデータの安全管理の在り方、データガバナンスの確保のための仕組みなどについて定めた指針を、経済安全保障等にも留意しつつ、ステークホルダーの意見も踏まえながら検討する。

また、認定制度を確実かつ円滑に運用するため、政省令をはじめとする関連規定の検討に加え、個人情報保護委員会との連携などデータ戦略に係るデジタル庁の司令塔機能を強化するとともに、認定事業者及び地方公共団体等への技術面や運用面等での支援や国等データ活用事業のユースケース創出に向けた官民連携方策及び国から認定事業者へのデータの提供を適切かつ迅速に行うための方策の検討を進めるほか、認定制度の周知・広報活動を実施する。

あわせて、国と地方公共団体等による公的基礎情報データベースの共同整備に向け、公的基礎情報データベース整備改善計画の改正等当該共同整備の在り方に関する検討を、関係者ととともに進める。

（２）個人情報保護法等改正法案に基づくデータ利活用の推進

個人情報の利活用を国民の安心感と信頼の下に促進し、我が国を世界で最も AI を開発・活用しやすい国とするため、データ利活用制度基本方針を踏まえ、データ利活用法制と併せて個人情報保護法の見直しの検討を進め、第 221 回特別国会に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は、AI 開発等を含む統計作成目的の取扱いについて本人同意を不要とし、併せて個人の権利利益の保護のため、顔特徴データや子どもの個人情報に係る規律の見直し、課徴金制度の導入等の措置を講じるものであり、個人の権利利益保護とデータ利活用を両立させながらこれらを一層推進するものである。今後、同法案の成立後には、制度が円滑に施行されるよう、改正の趣旨や関係者の意見を踏まえつつ、下位法令の迅速な整備に取り組む。

また、個人情報保護委員会においては、統計作成等に係る特例制度や課徴金制度等の運用、改正デジタル行政推進法案の施行に伴う協議への対応等、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに AI 活用にも資する適正なデータ利活用を推進すべく、今回新たに導入する諸制度の効果を最大化するため、必要な体制整備を行う。

あわせて、「個人情報保護政策に関する懇談会」⁵⁴について、2026 年度は、大枠のテーマを「AI 等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」とし、2 回程度開催する。

（３）データ利活用制度基本方針に基づく先行個別分野における取組の着実な推進

データ利活用制度基本方針では、公共性が高い重要分野におけるデータ利活用を先行個別分野として推進することとしている。先行個別分野となっている、医療、金融、教育、

⁵⁴ 広く各界の有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行いながら、個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的として開催するもの。設置初年度の 2025 年度は、大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」として、2 回開催した。

モビリティ、産業の各分野のうち、医療分野についてはⅡ. 1. 「(8) 医療データの利活用の推進」、教育分野については「(1) 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備」、モビリティ分野については「(2) データ連携・活用等地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS (コモンズ)」の推進」において、基本方針に基づく取組を記載した。それら以外の金融及び産業分野については、次のとおり基本方針に基づく取組を推進する。

① 金融データ

金融庁は、2026年2月、金融経済教育推進機構(J-FLEC)に「家計の見える化検討会議」を設置し、家計の収支管理やライフプランの設計・点検のための金融情報の「見える化」について検討を開始した。同会議において、金融資産や年金の情報の集約・可視化に向けて、可視化が必要なデータとその取得の方法について整理を行う。

経済産業省は、クレジットカード分野におけるAPI連携の推進に向けた課題への対応の方向性等について検討するため、2025年度に「クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会」を開催。2026年3月にクレジットカード分野におけるAPI連携の推進に向けた更なる取組として、「2028年度末までに取扱高9割程度を占めるクレジットカード会社がシステム初期投資を完了し、少なくとも自社以外の1社以上とAPI接続すること」を政府目標として設定した。2026年度以降、目標達成に向け大胆な投資促進税制や中堅等大規模成長投資補助金、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金等の活用をインセンティブとするとともに、API連携の推進に向けた協議会の設置等を行っていく方針としている。設置する協議会での議論を進め、必要に応じAPIガイドラインや契約書雛形の改定も含め、官民での取組を推進する。これらの状況について、適切にフォローアップを行うとともに、事務局機能のデジタル庁への移管を踏まえつつ、デジタル庁と連携し、適切な対応を行う。

② 産業データ

産業分野のデータ連携について、データ利活用制度基本方針における記載も踏まえ、2025年6月にデジタル庁と日本経済団体連合会(経団連)の共同で「デジタルエコシステム官民協議会」⁵⁵を設立し、官民連携の枠組みを整備した。また、「ウラノス・エコシステム」の取組として、優良事例の認定や、標準的な技術仕様の整備等を実施した。引き続き、更なる産業データ連携のユースケース創出など、産業分野におけるデータ連携推進に向けた取組を進めていく。

2. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用等

人口減少社会において、地方公共団体による公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要である。このような観点に立って、国・地方デジタル共通基盤基本方針等に基づき、以下の取組を進める。

⁵⁵ 産業データスペースのユースケース創出等を通じたデータ連携・利活用のエコシステム形成に関して、2025年6月にデジタル庁と日本経済団体連合会(経団連)の共同で設立した官民連携の枠組み。

なお、現在第34次地方制度調査会においてデジタル技術の進展等を踏まえた国・都道府県・市町村の役割分担に関する議論が行われており、これを適切に踏まえながら取組を推進する。

(1) 20業務に係る標準準拠システムへの移行完遂と運用の最適化

基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、国としても、支援体制の構築等に取り組んだ結果、2025年度末までに対象となるシステムの約7割の移行が完了した⁵⁶。引き続き、2026年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）について、概ね5年以内に移行できるよう、地方公共団体に対する事業者情報の提供や、「デジタル基盤改革支援基金」による移行支援を行う。

移行後の運用経費への対応として、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」で関係者の意見を聞いて取りまとめた総合的な対策に基づき、ガバメントクラウドの運用等経費に係る大口割引（ボリュームディスカウント）の提供のほか、クラウド最適化支援として各種ガイド⁵⁷を整備し、希望する地方公共団体への見積精査支援⁵⁸を行うとともに、今後は、各団体のシステム利用実績を踏まえ、実際の利用料等の精査にも取り組む。また、同規模の団体間での運用経費を横比較できるツールを、ガバメントクラウド利用料から先行的に配布しており、今後、その他の運用経費についても拡張することを検討することとしている。

加えて、総合的な対策に基づき各種施策を講じてもなお一時的に増加すると認められる運用経費については、国と地方が協力して計画的に抑制・適正化するための国庫補助事業として、2025年度補正予算において、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」を創設した。都道府県とも連携し、当該補助金の申請を希望する地方公共団体が策定する「地方公共団体情報システム運用最適化計画」の策定や内容精査を通し、運用経費の抑制・適正化を支援することとしている。

また、2026年9月で「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」⁵⁹の施行から5年を迎えることを踏まえ、同法附則第2項に基づき、必要な検討に着手する。

(2) 共通化の推進

次に掲げる9件の業務・システムについては、2026年度決定分として、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。制度所管府省庁は、共通化推進方針に基づく取組について、定期的に連絡協議会に対し、進捗報告を行う。

⁵⁶ 移行が完了したシステム数は、24,353システム（2026年3月末時点）。

⁵⁷ クラウド最適化支援として「ガバメントクラウドにおけるモダン化の定義」、「運用モダン化実践ガイド」、「コスト最適化アプローチガイド」、「継続的運用経費最適化（FinOps）ガイド」を整備した。

⁵⁸ 333団体からの精査支援希望があり、内177団体の精査が完了（2026年6月26日時点）。

⁵⁹ 令和3年法律第40号。同法附則第2項において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

2026 年度決定分

- ① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス
- ② ふるさと住民登録制度プラットフォーム
- ③ 畜犬管理システム
- ④ 自動車臨時運行許可申請システム
- ⑤ 職務上請求システム
- ⑥ 納税証明書等の請求・交付システム
- ⑦ 住所・所在地情報管理システム
- ⑧ 決算統計業務システム
- ⑨ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム

また、2025 年度決定分の 11 件の業務・システムについて、2026 年 2 月に連絡協議会に進捗報告し、共通化推進方針に基づき各制度所管省庁と地方が協力して着実に取組を推進していることを確認した。

2026 年度以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補を選定し、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく。

共通化推進方針の策定に当たり、業務プロセス全体を俯瞰した BPR の検討を要する場合には、総務省行政管理局等の協力を得て、BPR の検討を行う。また、過年度に策定された共通化推進方針に係る取組のフォローアップにおいても、総務省行政管理局等の協力を得て行う。その際、取組状況を踏まえ、制度・業務の見直しが必要であると認める場合には、総務省行政管理局等は連絡協議会に対して必要な検討を求める。

(3) 都道府県の共同調達による横展開の推進

国・地方デジタル共通基盤基本方針に基づき、都道府県を中心とした情報システムの共同調達事例を掲載したダッシュボードを作成し、292 事例を公開している（2026 年 4 月 30 日時点）。当該ダッシュボードについては、地方公共団体等が調達可能な SaaS が掲載されたデジタルマーケットプレイス (DMP) カタログサイト（2025 年度末時点で、387 の事業者、479 のソフトウェアが登録されている）とも連携しつつ、更なる機能追加と取組事例の充実を行うなど、定期的に更新する。また、共同調達の事業効果やコスト、調達スキーム等を取りまとめた「自治体 DX 推進参考事例集」を公開するほか、共同調達する情報システムの導入経費について、2025 年度に創設された「デジタル活用推進事業債」の対象としている。

これらの取組を通じて、共同調達に係る事例の共有等を図り、都道府県を中心とした共同調達の一層の推進に努める。

(4) 地域における先導的な取組の加速化

地域未来交付金等も活用しながら、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展

開につながる自治体の取組を支援するとともに、デジタル公共財についてデジタル地方創生サービスカタログやモデル仕様書などを通じた自治体における円滑な調達・導入支援を行い、地域における先導的なデジタル実装の取組を加速させる。

（５）各府省庁の情報システム経費の「見える化」による効率化

国・地方が協力・連携してデジタル基盤の効率的な整備を行う前提として、各府省庁の約 1,400 の情報システムについて効率的な整備・運用を徹底し、情報システム経費の「見える化」により費用対効果を最大化させる。このため、引き続き、各情報システム経費に係る実績の推移の一覧をデジタル庁及び各府省庁のホームページにおいて公開するとともに、新たに整備を行う情報システムや経費が一定規模以上の情報システムについては、行政事業レビューシートを作成する。その上で、費用対効果や効率化努力が不十分な場合における見直しを図る。加えて、デジタル庁をはじめ各府省庁の PMO や PJMO⁶⁰の体制を強化し、PMO を中心としたガバナンス・PDCA サイクルを機能させるとともに、デジタル庁の「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理する」機能が十分に発揮できるように体制を強化する。これらにより、より良い行政サービスを低コストで実現し、利用者の利便性や行政効率化の向上など効果の最大化を実現する。こうした「見える化」の取組により、国・地方のトータルコストの最小化を実現する。

（６）アナログ規制の見直し等

人口減少・高齢化が著しい中、効率化・省人化等のためには、社会のデジタル化が不可欠であり、デジタル技術の活用が可能な制度環境を整備する必要がある。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づくアナログ規制の見直しは約 99%（8,162 件のうち 8,052 件（2026 年 3 月末時点））が完了したところ、残る条項についても引き続き見直しを進める。

加えて、デジタル原則に適合しない新たな規制が生まれることのないよう、全ての内閣提出法案についてデジタル法制審査を行う。当該審査において、各府省庁は、アナログ規制及び情報システムの整備が見込まれる規定ぶりについて、デジタル庁が提供するアナログ規制点検ツール等も活用しながら点検を実施し、結果をデジタル庁に提出する。デジタル庁はその結果に基づき、新規法令等のデジタル原則適合性を確認し、点検結果を毎国会公表する。

テクノロジーマップ⁶¹・技術カタログ⁶²を掲載したポータルサイトの運用・改善を継続するとともに、既に見直しを行ったアナログ規制の内容や技術実装する上で必要又は参考となる情報について、規制所管府省庁等とデジタル庁が連携し、地方公共団体や被規制事

⁶⁰ Project Management Office。

⁶¹ デジタル庁が整備・公表しているもの。アナログ規制の見直しに活用し得る技術を把握できるよう、規制を類型化し、規制の類型と技術の対応関係を整理している（2023 年 10 月公表開始）。

⁶² デジタル庁が整備・公表しているもの。アナログ規制の見直しに活用し得る、具体的な製品・サービス情報を整理している（2022 年 10 月公表開始）。

業者などに対し、積極的に周知・情報発信を進めていく。

また、地方公共団体における条例等に係る見直しを更に促進するため、国の知見の還元を含め、地方への取組支援を強化する。具体的には、引き続き、見直しに前向きな団体に固有の課題等に寄り添った支援を提供する「個別型支援」の実施に加え、これから見直し作業に取り組む全ての団体に対してマニュアルの提供や情報発信を行う「一般型支援」の充実を図り、取組への前向きな機運の醸成を目的とした説明会の積極的な実施や、作業負荷の大幅な軽減を図ることを目的とした生成 AI の活用ノウハウや地方公共団体向けアナログ規制点検ツールの提供など、各団体の取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供する。これによって、団体がアナログ規制の見直し作業に自主的・自律的に取り組むことができる環境を整備する。

法制事務デジタル化及び法令データの利活用促進に向け、ベース・レジストリの一つである「法令データ」について、今後、法令に関連する行政事務や事業者活動等において、法体系の全体像の把握や生成 AI と組み合わせた一層のデータ利活用を推進するため、新たに「法規的告示」についても、「e-Gov 法令検索」において 2026 年度から段階的に提供を開始する。また、法令の立案業務について生産性向上・高度化を図るべく、2026 年度中を目途に、法令改正事務における条文表記の正確性を「e-LAWS」で点検する機能や生成 AI を活用した新たな用例検索機能の開発・実装等に取り組む。

(7) 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）

2025 年度までに整備した法人ベース・レジストリについては、今後行政機関等における利用を順次開始する。

不動産ベース・レジストリについては、2027 年度中に地図情報、2028 年度中頃に登記情報の提供を目指してシステムを整備する。

アドレス・ベース・レジストリについては、最新の町字データを地方公共団体から随時収集・提供するとともに、共通化対象に決定された「住所・所在地情報管理システム」について、国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上の観点から実現可能かどうか検証を行うため、公募により選定された地方公共団体において住居表示台帳の情報をデータ化し、パイロットシステムを通じた業務検証を実施する。業務検証を踏まえ、2027 年 6 月に今後の整備スケジュールを策定する。

(8) システム整備における官民の役割分担

デジタル臨時行政調査会において 2021 年 12 月に策定された「構造改革のためのデジタル原則」において民間企業の UI・UX 活用が明記されている「官民連携原則」⁶³を国・地方デジタル共通基盤の整備等各府省における情報システム整備においてさらに推進することで、重複投資を排除し、官民の力を最大限発揮する。このため、デジタル庁及び各府省のシステム整備における官民の役割分担の基本的な考え方について、関係するガイドライ

⁶³公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

ンの見直しやレビュー機能の活用等を含め、必要な方策を 2026 年度中に検討し、結論を得る。

(9) 事業者のデジタル化等

事業者のデジタル化においては、全体最適の観点から以下のような形で事業者向け行政手続システムの整備を進める。

① G ビズポータル機能の拡充と連携拡大

事業者向けの行政手続及び補助金の検索・申請準備ができる G ビズポータルについて、既存の機能を拡充しつつ、審査状況の確認機能等を整備した上で、2026 年度中に正式版を公開する。2027 年度以降も連携するシステムを順次拡大し、利用者の利便性を高めていく。

② G ビズ ID の整備・活用等の推進

事業者向けの認証機能「G ビズ ID」や、決済、通知等について、デジタル公共インフラ (DPI) として位置づけ、デジタル庁の保有する他システムの活用可能性を検討しつつ、整備を進める。「G ビズ ID」については 2026 年 7 月に商業登記電子証明書のリモート署名方式との連携を進める。民間サービスとの連携については、2025 年度に実施した実証の結果や「デジタルエコシステム官民協議会」における検討を踏まえ、2027 年度以降の実現を目指して必要な運用設計及びシステム改修を行う。また、引き続き各府省庁ウェブサイトのアクセシビリティ等の改善に取り組み、デジタル庁は必要に応じ品質向上に寄与する機能の提供等の支援を行う。

③ 公的手続のデジタル化の推進

各府省庁における事業者向け行政手続及び補助金の調査について、2026 年度以降も継続的に実施し、国費を含む自治体の補助金の把握や生成 AI を活用した手続情報のデータベース化を行うことで、効率的にオンライン化を推進する。事業者向け補助金についても上記の調査を活用しながら、2025 年度以降、全ての補助金の電子申請への対応を原則とする方針の下、国の補助金・交付金等に加え、自治体が執行する補助金で国費を含むものについても、「J グランツ」の導入を促進する。

「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続のデジタル化に向け、「G ビズポータル」利用の呼びかけや行政手続の棚卸調査等への協力依頼、税務手続の DX など関係省庁等における取組の共有を行った。特にマイナポータル連携等を活用した確定申告の推進に当たっては、関係省庁等による一斉周知を行い、2025 年分の所得税等の確定申告におけるマイナポータル連携の利用者が前年から約 98 万人増加した。また、2027 年 1 月から開始する給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正や、それを踏まえた給与情報等のマイナポータル連携の本格実施について、関係省庁等を通じて周知を実施した。事業者の業務のデジタル化に向けては、デジタルインボイスの普及のインセンティブとなる税制改正の内容や実施している各種広報施策等について情報共有を行った。

また、2025 年度は構成員の拡大も行っており、引き続き、関係省庁等が一体となって

事業者のデジタル化の推進を加速する。

(10) ブロックチェーン技術を用いた新たな決済手段への対応

諸法令におけるステーブルコインの取扱いが不明確であることにより利用者が委縮することがないように、給与支払いや税金支払い等、法令上通貨や金銭によるものとされているものに対して、金銭と同等のものとみなして利用できるか等について、金融庁の情報提供を踏まえ、デジタル行財政改革会議において省庁横断的に検討する。

IV. 今後の推進に向けて

2023年夏のデジタル行財政改革の始動から、デジタル行財政改革会議はデジタル・AIを最大限活用した社会変革を推進してきた。今後、さらに社会全体のAXを推進する観点から、デジタル行財政改革会議を改組し、「AI・デジタル改革推進会議」とした上で、これを中心として、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、AIの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行うなど、省庁横断でAX/DXを実行する。

あわせて、デジタル庁の司令塔機能強化を図るため、会議の事務局機能・業務を本年9月にデジタル庁に移管する。この際、デジタル行財政改革会議の下で開催されてきた各会議等について所要の検討・見直しを行うとともに、内閣官房は引き続きデジタル庁と緊密に連携することにより、円滑・着実な機能移管の実現を図る。

人口戦略本部等とも連携しながら、引き続きオールジャパンでデジタル行財政改革の推進に取り組む。